

平成26年度  
中国残留邦人等支援に係る  
全国担当者会議資料  
(説明資料)

平成26年5月22日(木)、23日(金)

厚生労働省社会・援護局  
援護企画課 中国残留邦人等支援室



## 説明資料目次

I はじめに.....	1
II 中国残留日本人孤児調査等について.....	2
1 中国残留邦人問題の背景.....	2
2 中国残留日本人孤児の身元調査.....	3
(1) 保有資料による確認調査.....	3
(2) 訪日調査及び訪中調査の変遷.....	3
(3) 身元未判明孤児に対する調査の継続.....	4
3 未帰還者の調査.....	5
(1) 調査業務の変遷.....	5
(2) 国と都道府県の業務区分.....	5
(3) 近年の調査経過.....	5
(4) 現状と今後の処理方針について.....	6
III 帰国受入対策.....	7
1 中国残留邦人と樺太残留邦人への帰国援護制度の沿革.....	7
2 永住帰国援護の概要.....	7
(1) 永住帰国旅費の支給対象者(支援法第6条、支援法施行規則第10条).....	7
(2) 援護の内容.....	8
(3) 申請手続き(支援法施行規則第7条).....	9
(4) 肉親に関する調査等の実施.....	9
(5) 帰国旅費支給決定後の手続き.....	10
(6) 自費帰国者の帰国後の援護.....	10
3 家族の呼び寄せ.....	11
4 一時帰国援護の概要.....	11
(1) 中国からの個別一時帰国援護.....	11
(2) 集団一時帰国援護.....	12
(3) 一時帰国旅費の支給対象者(支援法17条、支援法施行規則第21条、22条).....	13
(4) 援護の内容.....	13
(5) 申請手続き(支援法施行規則第20条).....	13
(6) 親族訪問に関する調査等の実施.....	14
(7) 旅費支給決定後の手続き.....	14
(8) 再渡航(中国等に戻る)手続き.....	14
5 永住帰国後の受入体制.....	15
(1) 中国帰国者定着促進センター.....	15
ア 中国帰国者定着促進センターへの入所.....	16
イ 中国帰国者定着促進センターでの研修.....	17
ウ 日本語遠隔学習支援.....	17
エ 介護情報提供事業.....	17
(2) 身元引受人制度の創設と経緯.....	18
(3) 身元引受人の役割・引受期間及び手当.....	18
(4) 身元引受人の登録とあっせん等.....	19
6 養父母に対する扶養費の支払い.....	20

IV 生活支援について	21
1 老後の生活支援(経済的支援)	21
(1) 満額の老齢基礎年金等の支給	21
ア 対象＝特定中国残留邦人等	21
イ 満額支給のための一時金申請	21
ウ 老齢基礎年金等	21
エ 一時金支給決定後の年金の額改定と受給について	22
オ 従前の国民年金特例措置	22
カ 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について	22
(2) 支援給付制度について	24
ア 趣旨	24
イ 支援給付の実施に当たり留意する事項	24
ウ 給付の内容	25
エ 対象者	25
オ 支援給付を受ける条件	25
カ 実施機関	25
キ 手続き	25
ク 生活保護との運用上の主な違い	25
ケ 連絡事項	26
コ 支援・相談員の配置	30
(3) 中国残留邦人等の配偶者に対する支援策について	32
ア 経緯	32
イ 配偶者支援金の支給について	32
ウ 今後のスケジュール	32
エ 実施機関	32
オ 周知	32
カ 申請	32
キ 特定配偶者の確認方法	32
ク 審査	33
ケ システムの改修について	33
2 地域社会での支援	34
(中国残留邦人等地域生活支援事業)	
(1) 事業内容	34
(2) 支援対象者	35
ア 地域生活支援事業の対象者(＝永住帰国援護の対象者)	35
イ 対象者を把握する方法	36
ウ 事業別支援対象者の区分	38
(3) 各事業の具体的な内容	39
ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業	39
イ 身近な地域での日本語教育支援事業	41

ウ 自立支援通訳等派遣事業 .....	42
エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業 .....	44
オ 支援給付適正実施推進事業.....	47
(その他)	
(1) 中国残留邦人等の高齢化への対応について .....	47
(2) バリアフリー化された公営住宅への住替え需要への対応について.....	48
3 施設による支援 .....	48
○ 中国帰国者支援・交流センター .....	48
ア 中国帰国者支援・交流センターの設置 .....	48
イ 中国帰国者支援・交流センター事業概要.....	49
4 中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策.....	51
(1) 趣旨 .....	51
(2) 中国帰国者(2世・3世)等に対する「就職支援プログラム」 .....	51
5 その他(普及啓発活動) .....	53



## I はじめに

- 中国及び樺太・旧ソ連（以下「中国等」という。）からの帰国者は、年々減少していますが、日本へ帰国した後、地域に定着している多くの帰国者は、中国等の地域に長期にわたって残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、中高年となって帰国したため、日本語の習得は大変困難な状況で、既に高齢期を迎えています。また、言葉が不自由なため就労も思うようにいかず、安定した職も得られなかったことから、老後の生活への不安や、地域からの孤立など、その置かれている環境には厳しいものがあります。
- こうした状況の中、中国残留邦人により国家賠償を求める集団訴訟が平成13年より16都道府県で提起されましたが、平成19年1月東京地裁判決後（国勝訴）、当時の安倍総理から柳澤厚生労働大臣（当時）に対し、中国残留邦人の置かれている特殊な事情を考慮した支援のあり方について検討指示があり、これを受けて、厚生労働省は、中国残留邦人から意見を聴くとともに、有識者会議を開催し、新たな支援策の検討を行いました。

その後、平成19年7月に与党中国残留邦人支援に関するプロジェクトチームにおいて、満額の老齢基礎年金等の支給と支援給付の支給等を内容とする中国残留邦人等に対する新たな支援策が集団訴訟原告団との合意のもとに取りまとめられました。

この新たな支援策を実施するため、与野党合意の議員立法により、平成19年11月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が全会一致で成立し、平成20年4月から、新たな支援策を実施しています。

中国残留邦人等に対する支援策については、従来からの支援策に加え、（i）老後の生活の安定を図るための支援として、①満額の老齢基礎年金等の支給と②生活保護に代わる生活支援として、中国残留邦人等の属する世帯の収入が生活保護の基準を満たさない場合に支援給付の支給を行うとともに、（ii）地域における生活支援として、地域の多様なネットワークを活用することで、中国残留邦人等が気軽に参加できるような仕組み作り、地域の中での理解、見守りや支え合いなど地域で安定して生活できる環境を構築するとともに、中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供するなど、地方自治体の協力を得ながら、個々人の状況に応じた支援を実施しています。

また、中国残留邦人問題への国民の理解と協力を深めるために啓発・広報等を実施しています。

- さらに、平成25年11月、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、支援給付に加えて新たに配偶者支援金（老齢基礎年金の2/3相当額）を支給することとする中国残留邦人等支援法改正案が第185回国会において全会一致で成立し、平成26年10月1日から施行されることとなりました。
- 本資料は、中国残留邦人等に対する支援業務を担当する都道府県及び市区町村の職員の皆様の参考となるよう、中国残留邦人等及びその配偶者に対する支援策を紹介し整理したものです。担当者の皆様方が、本資料を通じて高齢化が進む中国残留邦人等の置かれた事情や各種の支援制度への理解を深めていただくことにより、日常業務に役立てていただければ幸いです。平成26年度以降も、中国残留邦人等に対する支援策のきめ細やかな運用が図られるようご配慮をお願いします。

### （資料に使われる法令の略称）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)…(略)支援法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)…(略)支援法施行令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)…(略)支援法施行規則

## II 中国残留日本人孤児調査等について

### 1 中国残留邦人問題の背景

(1) 戦前、中国東北地区（旧満州地区）には、開拓団を始めとして多くの邦人が在住していたが、ソ連軍の対日参戦時（昭和20年8月9日）には、成年男子の多くは関東軍に召集されていたため、残された者の大多数は老人婦女子となっていた。

(2) ソ連参戦以後、これらの人々は、居住地を追われ、避難する途中で、或いは酷寒の難民収容所等で、飢餓や伝染病等により死亡する者が続出するという悲惨な状況にあった。このような状況の中で、生活手段を失い、中国人の妻となるなどして中国に留まった婦人等を「中国残留婦人等」と、両親、兄弟姉妹と生別又は死別し孤児となって中国人に引き取られ、自己の身元を知らないまま今日を迎えた子供を「中国残留日本人孤児」と呼び、これらの人々を「中国残留邦人」と総称している。

このうち、在日の親族から未帰還の届出があった残留邦人については「未帰還者」として把握されている。（未帰還者については、「3未帰還者の調査」を参照）

(参考)

日中両国政府が「中国残留日本人孤児」として肉親調査の対象としている者は、以下の①～⑤の要件をすべて備えている者である。

- ① 戸籍の有無にかかわらず、日本人を両親として出生した者であること。
- ② 中国東北地区等において、昭和20年8月9日（ソ連参戦の日）以降の混乱により、保護者と生別又は死別した者であること。
- ③ 当時の年齢が概ね13歳未満であること。
- ④ 本人が自己の身元を知らない者であること。
- ⑤ 当時から引き続き中国に残留し、成長した者であること。

(3) 中国東北地域からの邦人の引揚げは、昭和21年5月から開始されたが、昭和24年10月に社会主義体制の新中国が成立した後、一時中断した。

その後、昭和28年3月に再開し、日本赤十字社や中国紅十字会などの民間ベースを中心に昭和33年7月まで集団引揚げが断続的に行われた。

その後、個別引揚げが行われていたものの、昭和47年まで日本と中国の間に国交がなく、人の交流や文通もままならない状態が長く続いた。

(4) 昭和47年9月29日の日中国交正常化を契機として、多くの残留邦人が日本に帰国するようになり、また、中国からの身元調査の依頼が数多く寄せられるようになり、中国残留日本人孤児問題がクローズアップされるようになった。

このため、厚生省（当時）は、肉親捜しのための手掛かり資料を基に保有資料による調査に加え、報道機関の協力による公開調査により身元の解明の促進を図り、昭和56年3月からは、それまでの調査では身元が確認できない孤児を集団で一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て肉親探しを行う訪日調査を実施してきた。

平成12年度からは、中国現地で日中両国政府による共同調査で孤児認定を行い、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開（情報公開調査）後訪日させ、肉親情報のある者については肉親と思われる者との対面調査をする方法に改めた。



## 2 中国残留日本人孤児の身元調査

### (1) 保有資料による確認調査

孤児から身元の調査を求める依頼が寄せられた場合、厚生労働省は、申立てを基に、厚生労働省が保有している資料と照合を行う。

なお、該当すると思われる者が抽出できた場合には、都道府県を通じて現戸籍の確認、家族に確認を求めるなどの依頼を行うことにしているため、ご協力いただきたい。

### (2) 訪日調査及び訪中調査の変遷

ア 昭和50年3月から昭和56年1月まで計9回、孤児から送られた顔写真、身体的な特徴、肉親と離別した時の事柄などを報道機関の協力を得て、広く一般に公開して情報を求める公開調査を行った。(公開調査による身元判明166名)

イ その後、在日親族から、実際に孤児と対面して顔を見、身体的な特徴、孤児が覚えている手掛かりを確認したいとの要望が強まったため、身元が確認できない孤児については一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て、肉親を捜す訪日調査を昭和56年3月から行い、平成11年度までに計30回、2,116名の孤児が参加し、うち673名の身元が確認された。

ウ 訪日調査対象孤児のうち、障害等の理由により訪日調査に参加することが困難である孤児については、平成3年度及び平成4年度において厚生省(当時)職員が中国に出向き、直接当該孤児から聴き取り調査等を行い、これまで4名の孤児の身元が確認されている。

エ 平成6年度以降は、調査の促進を図るため、孤児と確認されない者(いわゆる未確定者)について、中国政府担当者と協力して中国現地で直接孤児等から聞き取りを行う訪中調査を実施し、日本人孤児としての蓋然性が高いと判断した者を訪日調査に参加させてきた。

オ しかし、長い年月の経過により孤児の保有する肉親情報が少なく、高齢化した孤児の訪日に伴う精神的・身体的負担の軽減を図り、早期の帰国希望に応える必要があることから、平成12年度からはこれまでの集団による訪日調査に替えて、

- ① 厚生労働省職員が訪中し、孤児等との面接調査を日中共同で行い(共同調査)、
- ② 日中両国政府で「中国残留日本人孤児」と確認された者について、日本で顔写真、身体的特徴、肉親との離別の状況等の情報を「孤児名簿」として公開し肉親情報を収集し(情報公開調査)、
- ③ その後、集団一時帰国として訪日させ、肉親情報のある者については肉親と思われる者との対面調査を行う(訪日対面調査)ことにした。

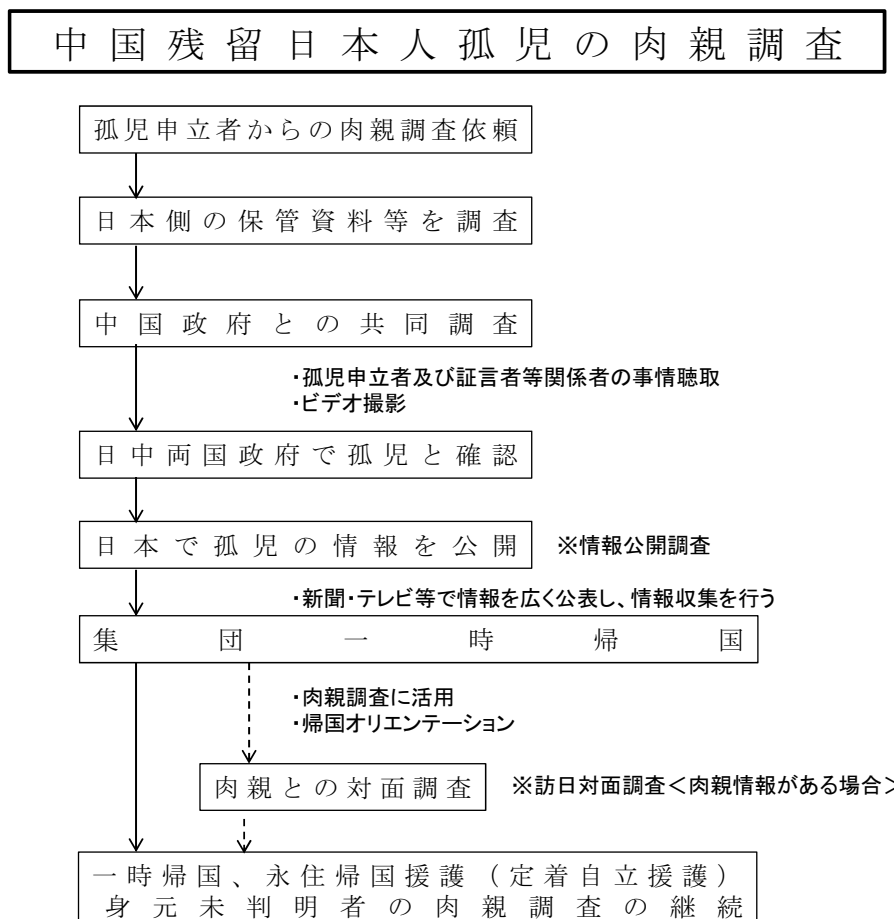
(平成12年度以降、90名(ロシア在住の孤児1名を含む)が中国残留日本人孤児と確認され、12名の身元が確認されている。)

これにより、日中両国政府で「中国残留日本人孤児」と確認された者については、本人の希望を確認の上、直接、永住帰国又は一時帰国させる方法に改めた。

なお、情報公開調査の際には、孤児の情報を記載した名簿及びポスター、共同調査時に撮影した孤児のビデオ(DVD)を都道府県に配布することになっているため、都道府県においても、孤児調査究明会議の開催、関係の広報媒体の活用など情報の公開・収集にご協力いただきたい。

### (3) 身元未判明孤児に対する調査の継続

訪日調査において身元が判明しなかった孤児について、昭和62年度から3年計画で行った肉親探し調査班の派遣による肉親調査を継承し、平成2年度からは全国に肉親調査員を配置して、引き続ききめ細かな調査、肉親情報を収集するなど、調査の徹底を図ることにしている。



### 3 未帰還者の調査

#### (1) 調査業務の変遷

ア 先の大戦の終結後、海外にあった旧軍人軍属や一般邦人は、数年後には帰還し、また、海外における死亡者もこれらの帰還者によってその状況が容易に判明すると考えられていたが、各地域からの復員、引揚げが進むにつれて帰らぬ幾多の人々、生死の消息さえ明らかでない人々が多数いることが判明した。

昭和25年5月1日現在、未帰還者は推計約34万人いた。

イ 国は、昭和28年に「未帰還者留守家族等援護法」を制定して未帰還者の調査究明を国の責任において行うことを明らかにした。(同法第2条に未帰還者が定義されている。(参考資料参照))

ウ 国交のなかったソ連邦とは昭和31年12月に、中国とは昭和47年9月に、それぞれ国交正常化が実現したことにより、一人ひとりの未帰還者について調査は進捗したものの、なお消息が判明しない者が多数いることが明らかになった。

エ 未帰還者の大部分が終戦前後の混乱期に消息を絶った者であり、今後調査究明を行っても新たな状況を明らかにし得ない実情にかんがみ、留守家族の心情をも斟酌のうえ、昭和34年に「未帰還者に関する特別措置法」を制定し、厚生大臣(当時)が民法第30条の宣告の請求を行うことができる(裁判手続きによって戸籍処理(戦時死亡宣告))特別の措置を行い、今日に至っている。

なお、戦時死亡宣告の請求を行う権限は、未帰還者に関する特別措置法施行令第一条の二において、本籍地の都道府県知事等が行うこととされている。

#### (2) 国と都道府県の業務区分

ア 国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない(未帰還者留守家族等援護法第29条)とされ、都道府県は軍人軍属であった者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない(地方自治法附則第10条)とされている。

イ 具体的な実施方法については、「未帰還者に関する調査及び処理実施要領」(昭53.10.6援発第883号通知)により調査方法(担任区分など)、死亡認定、戦時死亡宣告手続、自己意思残留者の認定などの取扱いを定めている。

なお、この実施要領の中で、「中国残留日本人孤児は未帰還者と推測される者である」ため、その身元調査は未帰還者調査の一環として実施することにしている。

#### (3) 近年の調査経過

ア 平成元年度から平成3年度に未帰還者等の調査の業務処理の促進を図るため留守家族に対して最新情報の確認調査を行い、未帰還者の戸籍処理等の意向確認及び残留婦人等からの情報収集に努めた。

イ 平成4年度以降において、「調査票の未回収」、「同意書の未提出」及び「留守家族の意向不明」等の問題を多く抱える都道府県と協力して、個別に状況を聴取するなど、処理促進を図った。

ウ 平成10年度においては、各都道府県の協力を得て再度、留守担当者に調査票を送付、最新の情報収集・留守担当者の意向確認を行った。

エ 平成22年度においても、平成10年度と同様に各都道府県の協力を得て、留守担当者に調査票を送付し最新の情報収集・留守担当者の意向確認を行うとともに、中国政府に依頼していた所在確認調査について回答が得られたので併せて通知した。

#### (4) 現状と今後の処理方針について

平成26年度においては調査票の回答を踏まえ、戦時死亡宣告に同意する意向を示した者については同意書の提出を求めるとともに、7年以上消息がない者については、引き続き留守家族に対する戦時死亡宣告の同意の確認に努める。

関係都道府県には、「未帰還者に関する調査及び処理実施要領」（昭53.10.6 援発第883号通知に基づき、業務処理の促進を図るようよろしくご協力をお願いしたい。

また、戦時死亡宣告の審判の申立手続きについては、「未帰還者に関する特別措置法の施行について」（昭和34年3月26日援発第268号通達）に記載されているので参考とされたい。

#### (参考) 厚生労働省担当区分

##### 1 未帰還者の調査に関すること

中国地域の一般邦人 → 中国残留邦人等支援室 調査企画係  
樺太（旧ソ連本土を含む）地域の一般邦人 → 中国残留邦人等支援室 調査企画係  
上記以外（全ての地域の軍人・軍属、南方地域の邦人など） → 業務課 調査資料室

##### 2 未帰還者の戸籍処理に伴う葬祭料及び弔慰料の支給に関すること → 援護企画課 戦傷病者援護係

###### (1) 葬祭料の支給（未帰還者留守家族等援護法第16条）

未帰還者の死亡の事実が判明した場合、その遺族に葬祭料が支給される。

###### (2) 弔慰料の支給（未帰還者に関する特別措置法第3条）

未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料が支給される。

### Ⅲ 帰国受入対策

#### 1 中国残留邦人と樺太残留邦人への帰国援護制度の沿革

##### 中国

○昭和47年9月29日  
・日中国交正常化

○昭和48年10月～

- ・一時帰国援護  
中国の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。
- ・永住帰国援護  
従前どおり、中国の居住地から日本の定着地までの帰国旅費を支給。

##### 樺太

○昭和31年12月12日  
・日ソ国交正常化

○昭和32年8月

- ・集団引揚げ再開（後期集団引揚げ、昭和34年9月まで継続。以降、個別引揚げ。）

○昭和63年12月

- ・一時帰国援護  
樺太の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。
- ・永住帰国援護  
従前どおり、樺太の居住地から日本の定着地までの帰国旅費を支給。

#### 2 永住帰国援護の概要

##### (1) 永住帰国旅費の支給対象者(支援法第6条、支援法施行規則第10条)

永住帰国する中国残留邦人等のほか、次のいずれかに当てはまる者で、中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために中国残留邦人等に同行して入国する場合に限り、旅費の支給対象としている。

ア 配偶者

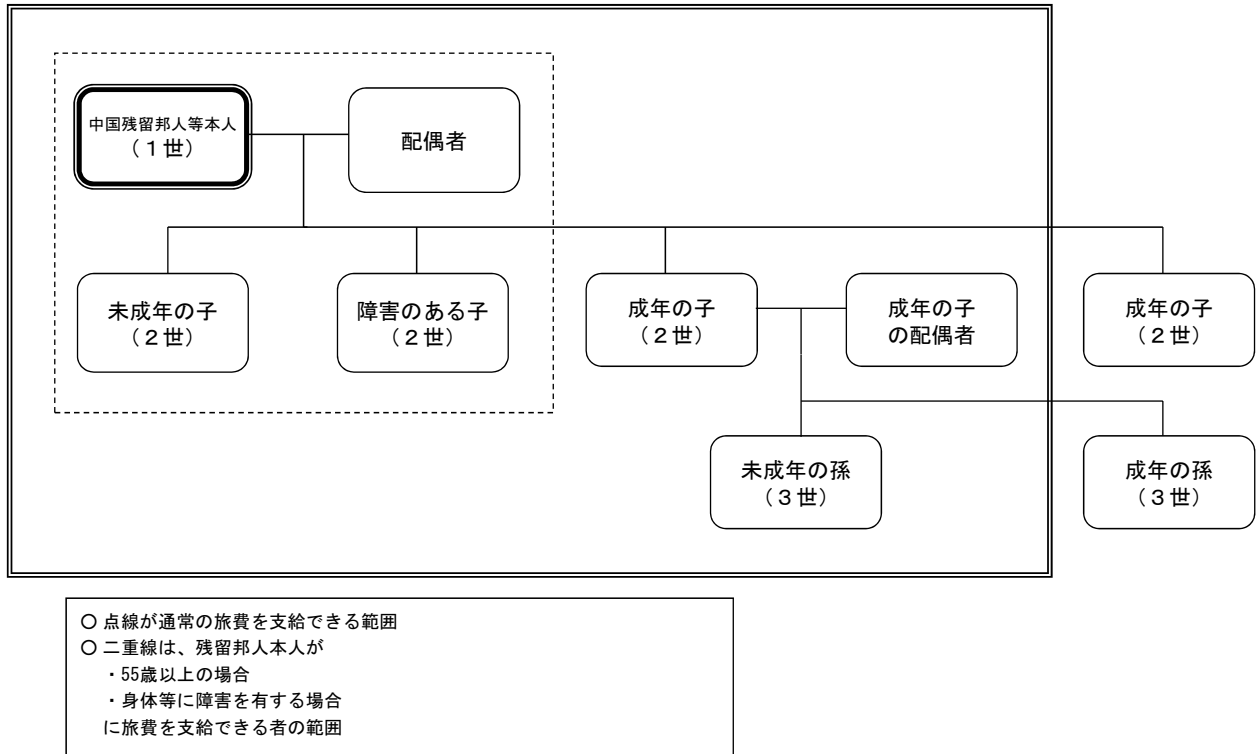
イ 20歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

ウ 身体等に障害のある実子（配偶者のないものに限る。）で扶養を受けているもの

エ 中国残留邦人等が55歳以上、または身体等に障害がある場合で、自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため生活を共にする者として、中国残留邦人等から申出のあった成年の子1世帯

オ その他上記に準ずると認められる者（養父母等）

## 中国残留邦人等が永住帰国をする際に旅費を支給できる者の範囲



### (2) 援護の内容

永住帰国する中国残留邦人等と同行する親族等に対する帰国援護は次のとおりである。

ア 中国等の居住地から日本の定着地までの帰国旅費の支給（鉄道賃、航空賃等）  
 （支援法第6条、支援法施行規則第5条第1項、第6条）

イ 自立支度金の支給（定着時において生活基盤の確立に資するための資金）  
 （支援法第7条、支援法施行規則第11条、第12条）

#### 自立支度金(平成26年度)

大人(18歳以上)	156,700円
小人(18歳未満)	78,400円

少人数世帯加算制度  
 (大人1.0人、小人0.5人で換算)

	加算額
1) 1.0人から2.0人	155,900円
2) 2.5人から3.5人	78,000円

(例) 大人3人、小人1人世帯の場合 626,500円

### (3) 申請手続き（支援法施行規則第7条）

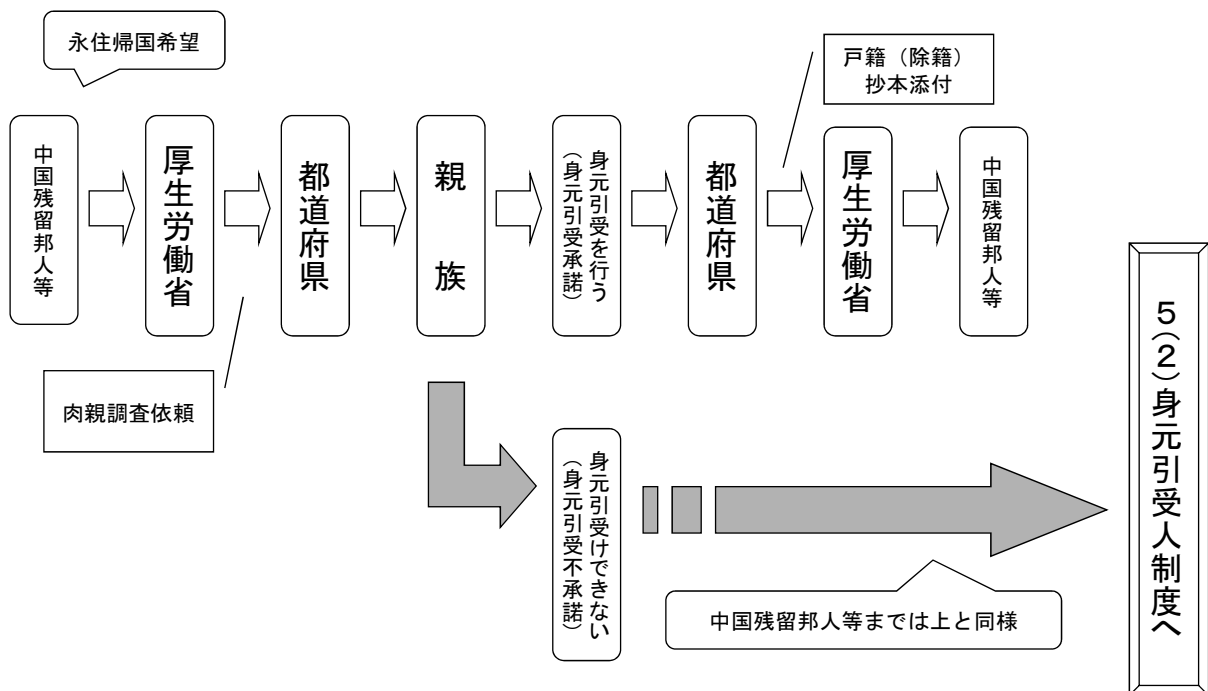
旅費支給申請の手続きは、原則として中国残留邦人等本人が「永住帰国旅費支給申請書」に、次の書類を添えて厚生労働省に提出することになっている。

- ア 申請者の生年月日と居住地を明らかにする公証書、居民身分証、戸口簿等
- イ 上記(1)のア～オに当てはまる者がいる場合は、その者の氏名の他、生年月日、居住地、残留邦人との続柄とその事実を明らかにする公証書、戸口簿等
- ウ 中国残留邦人等が永住帰国することの、中国等に残る親族等（配偶者、20歳未満の未婚の子、養父母等）の同意書

### (4) 肉親に関する調査等の実施

永住帰国を希望する中国残留邦人等の肉親に関する調査等（肉親の消息調査と中国残留邦人等の身元引受けに関する肉親の意向確認）を本籍地都道府県に依頼しているが、調査等を行うに当たっては、次の点に留意願いたい。

- ア 肉親に対して身元引受けの役割と定着後の援護施策の内容について説明すること。
- イ 肉親に関する調査等の結果、在日親族が中国残留邦人等の身元引受けを行うことを確認したときは、その旨を速やかに厚生労働省に回答すること。
- ウ 肉親に関する調査等の結果、肉親が身元引受けを行うことができないことを確認したときは、その旨を速やかに厚生労働省に回答すること。  
ただし、肉親から検討したい旨の申し出があった場合で、2か月の期間を経過してもなお回答がないときには、身元引受けができないものとみなしてその旨を厚生労働省に報告することや、当該肉親に対しても連絡すること。
- エ 肉親に関する調査等の報告に際しては、中国等を出国する際に必要となる中国残留邦人等の戸籍（除籍）抄本3通を添付すること。

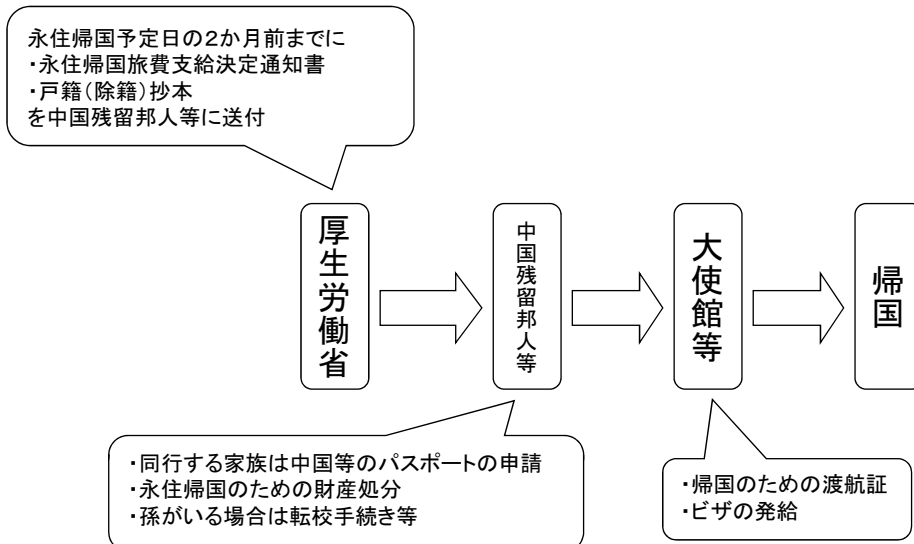


## (5) 帰国旅費支給決定後の手続き

厚生労働省は、永住帰国旅費を支給することを決定した「永住帰国旅費支給決定通知書」と戸籍（除籍）抄本を中国残留邦人等本人に送付している。

中国残留邦人等とその同行家族が、中国等からの出国と日本への入国に関する手続きを行う際は、これらの書類を大使館または領事館で提示することが必要である。

なお、居住予定地の都道府県には、帰国予定時期等を記した通知文書に、永住帰国旅費支給決定通知書の写しを添えて送付しているので、中国残留邦人等の帰国後の受入準備について配慮願いたい。



## (6) 自費帰国者の帰国後の援護

### ア 自立支度金の支給（支援法第7条、支援法施行規則第13条）

永住帰国援護の対象者であるが、帰国旅費の支給申請をしないまま帰国した者であっても、帰国後1年以内に申請をすれば、自立支度金が支給される。

### イ 中国帰国者定着促進センターへの入所

帰国後おおむね2か月以内に中国帰国者定着促進センターへの入所の申請をすれば、入所することができる。

### ウ 公営住宅への入居など、国費帰国者と同様な援護を受けられる。

### エ 永住帰国者証明書の交付

（平成6年9月30日社援発第667号厚生省社会・援護局長通知）

永住帰国者証明書の交付を受けることができる。（同行家族は記載できない。）

上記アの自立支度金の支給申請（支援法施行規則第13条）とエの永住帰国者証明書の交付申請について

この手続きは、原則として帰国者本人が「自立支度金支給申請書」「永住帰国者証明書交付申請書」に次の書類を添付して、居住地都道府県を通じて厚生労働省に申請する。

- (ア) 申請者の生年月日を明らかにする書類
- (イ) 申請者の住民票（日本の国籍を有しない者は在留資格を記載したもの）の写し
- (ウ) 申請者が本邦に上陸した日を明らかにする書類
- (エ) 申請者に親族等がいる場合は、その事実を明らかにする書類、その者の生年月日を明らかにする書類とその者が本邦に上陸した日を明らかにする書類



### 3 家族の呼寄せ

中国残留邦人等の援護は本来残留邦人本人を対象としているが、従来からの扶養関係を考慮し、同行する配偶者や未成年の子等の扶養家族についても援護の対象としている。

また、高齢の中国残留邦人等は、本人と配偶者のみでは帰国後安定した生活を営むことが困難なため、平成9年度からは、55歳以上の中国残留邦人等を扶養するために同行する成年の子1世帯についても援護の対象とした。

したがって、援護対象外の家族を呼び寄せる場合は、同行した成年の子1世帯が自立したうえで呼び寄せるように、中国残留邦人等に対して指導している。

## 4 一時帰国援護の概要

### (1) 中国からの個別一時帰国援護

昭和48年10月から親族訪問、墓参等の目的で身元判明孤児を含む中国残留邦人が日本に一時帰国する場合には、その往復の旅費を1回のみ負担してきたが、その後、帰国の対象範囲を逐次改善している。

#### ア 再一時帰国援護

「もう一度親族訪問をしたい」「もう一度墓参をしたい」などの希望が多数寄せられるようになったことから、昭和62年度から、一時帰国後概ね10年を経過した者に対して再度の一時帰国援護を行うことになった。

さらに平成6年度からは概ね5年を経過（70歳以上の中国残留邦人は概ね3年を経過）した者に、平成7年度からは本邦に上陸した日から1年を経過した者に改正されている。

#### イ 身元未判明孤児の一時帰国援護

身元未判明孤児は親族訪問、墓参等を目的とする一時帰国援護の対象とならなかったが、「もう一度祖国を訪問したい」「帰国した友人と再会したい」などの希望が多数寄せられるようになったこと、また、一時帰国ができないために無理に永住帰国するというような事態を避けることから、祖国訪問という位置づけで平成6年度から身元未判明孤児の一時帰国（再一時帰国）援護を行っている。



## (2) 集団一時帰国援護

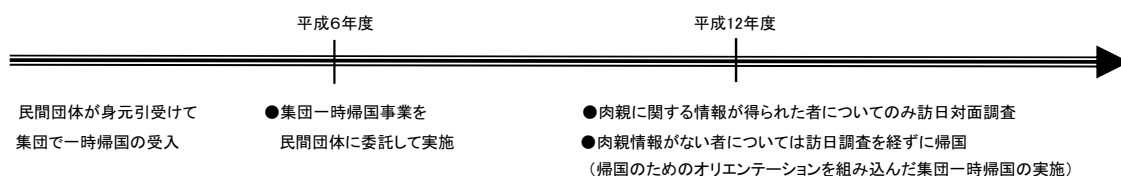
### ア 中国からの集団一時帰国援護

当初、一時帰国援護は、在日親族からの申請に基づき個別に行われていたが、年月の経過とともに在日親族の死亡、世代交代等、受入れ側の事情が変化してきたことから、在日親族の受入れができない事例が多くなった。

このように、中国残留邦人が希望しても一時帰国がままならない状況のため、民間団体による集団一時帰国が広く行われるようになった。

これらの状況を踏まえ平成6年度から集団一時帰国事業を民間団体に委託して実施している。

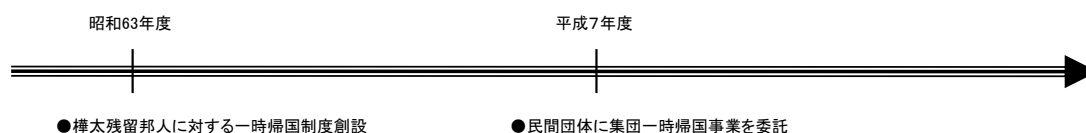
また、平成12年度から、集団による訪日調査に代えて、肉親に関する情報が得られた者のみ訪日対面調査を行うこととし、肉親情報がない者は訪日調査を経ずに帰国できる方法に改めたことから、これらの者に対して、訪日の機会がなく日本の事情も知らずに永住帰国する弊害を少なくするために、「帰国のためのオリエンテーション」を組み込んだ集団一時帰国援護を実施している。



### イ 樺太等からの集団一時帰国援護

樺太等残留邦人は昭和63年から一時帰国が行われていたが、出入国手続き等が複雑であること、在日親族との文通等の連絡・相談に時間がかかることなどから、民間団体によって平成2年度より集団一時帰国が行われるようになった。平成7年度からは、毎年一時帰国する者が多く見込まれること、在日親族の受入れなどが困難になってきていることから、一時帰国者の円滑な受け入れを図るため、民間団体に集団一時帰国事業を委託して実施している。

また、平成12年度から、樺太等残留邦人の現地での消息調査や帰国希望者の把握も上記団体に委託して実施している。



### (3) 一時帰国旅費の支給対象者（支援法第17条、支援法施行規則第21条、22条）

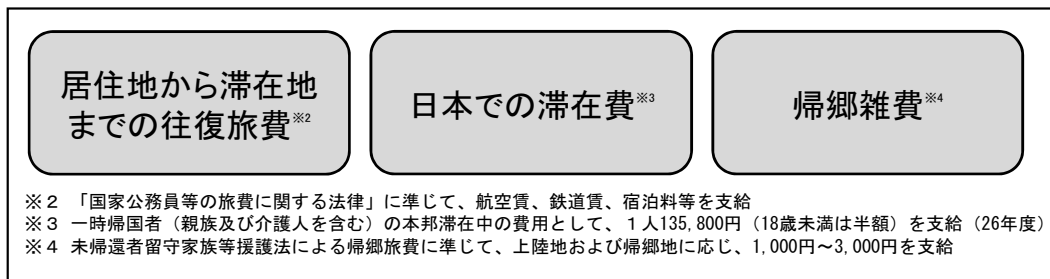
中国残留邦人等本人が一時帰国をするに当たっては、

- ア 18歳未満の子（配偶者がいないものに限る。）
- イ 本人が介護を必要とする場合は介護人1人を同行することができる。



### (4) 援護の内容

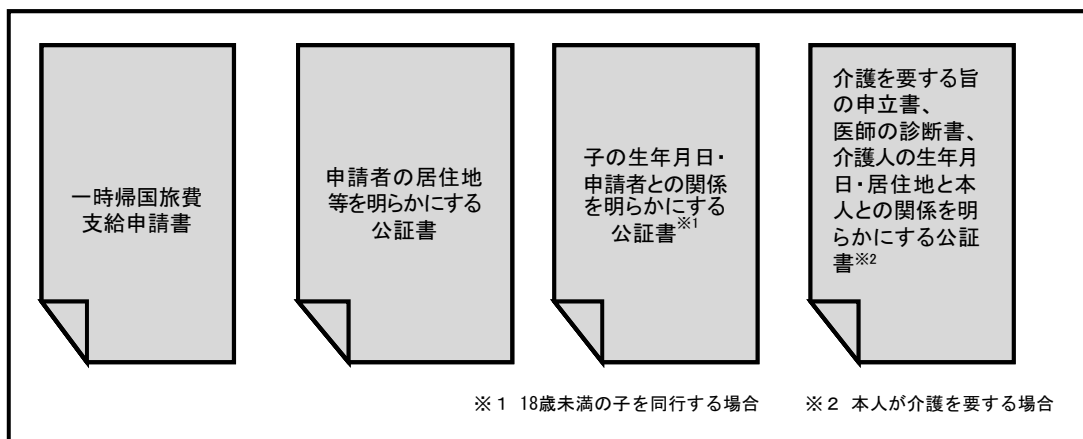
- ア 中国等の居住地から日本の滞在地までの往復旅費（支援法第17条、支援法施行規則第23条）
- イ 日本での滞在費（平成7年3月31日社援発第215号厚生省社会・援護局長通知）
- ウ 帰郷雑費



### (5) 申請手続き（支援法施行規則第20条）

帰国旅費支給申請の手続きは、「一時帰国旅費支給申請書」に次の書類を添えて、中国残留邦人等本人が厚生労働省に提出することになっている。

- ア 申請者の生年月日と居住地を明らかにする公証書
- イ 18歳未満の子を同行する場合は子の生年月日、居住地や申請者との関係を明らかにする公証書
- ウ 本人が介護を必要とする場合は、その旨の申立書、医師の診断書、介護人の生年月日、居住地と本人との関係を明らかにする公証書



## (6) 親族訪問に関する調査等の実施

親族訪問を希望している中国残留邦人等の親族の消息調査、親族訪問受入れの親族の意向調査と戸籍（除籍）抄本（1部）の送付を本籍地都道府県に依頼している。

調査依頼等を受けた都道府県は親族訪問の可否を調査し、戸籍（除籍）抄本と併せ速やかに厚生労働省に回答願いたい。

※訪問を希望している親族が本籍地都道府県以外に居住している場合は、当該居住地都道府県に調査を依頼している。

## (7) 旅費支給決定後の手続き

厚生労働省では一時帰国旅費の支給を決定した際は、「支給決定通知書」と戸籍（除籍）抄本を本人に送付しており、中国残留邦人等とその介護人等は、中国等からの出国と日本への入国に関する手続きを行う際にこれらの書類を大使館・領事館に提示することになっている。

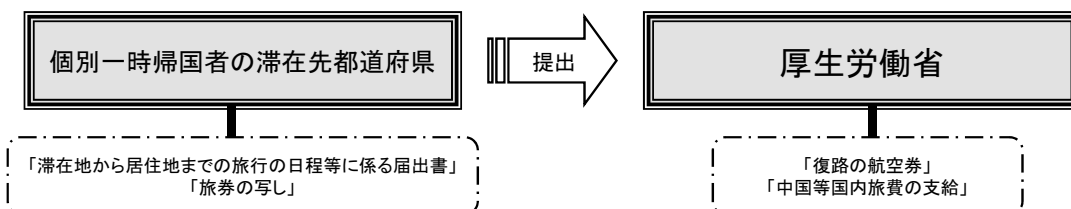


本籍地と滞在先の都道府県には支給決定通知書の写しを送付しているので、当該都道府県は、中国残留邦人等の受入れ等に配慮願いたい。

## (8) 再渡航（中国等に戻る）手続き

個別一時帰国者の滞在先の都道府県に「滞在地から居住地までの旅行の日程等に係る届出書」と旅券の写しを厚生労働省へ提出するように依頼している。

厚生労働省は、この届け出に基づいて、復路の航空券と中国等国内旅費を再渡航前に支給するように手続きを進めることにしているので、本邦帰国後は速やかに届出書を提出するよう配慮願いたい。



## 5 永住帰国後の受入体制

### (1) 中国帰国者定着促進センター

帰国直後の中国残留邦人等と同伴世帯に対して、早期に日本社会に溶け込み安定した生活を営むことが出来るようにするために、4か月間（平成16年度からは6か月間）にわたり基礎的な日本語教育や基本的な生活指導を行う、「中国帰国孤児定着促進センター」（平成6年に「中国帰国者定着促進センター」と名称改称）を昭和59年に埼玉県所沢市に開設した。

その後、全国8カ所にセンターと2カ所の所沢センター分室を設置し、受入体制の充実整備と帰国の促進を図ってきたが、帰国者の減少に伴い平成3年度以降順次閉所し、現在は所沢センター1カ所で、引き続き受入れを行っている。

#### 変遷

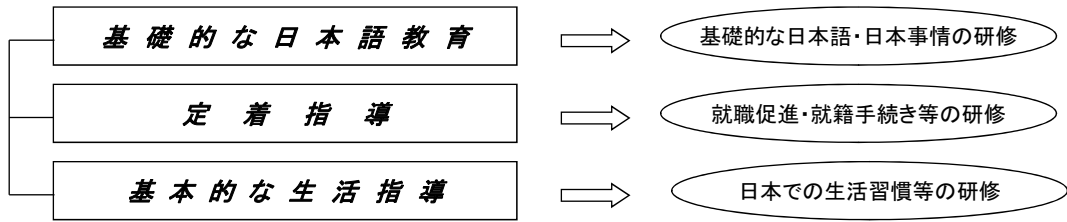
昭和59年 2月	中国帰国孤児定着促進センター開設(宿泊施設併設)
〃	身元判明孤児入所(第1期生)
昭和60年 12月	身元未判明孤児入所(第13期生)
昭和61年 12月	宿泊棟開設
平成 5年 9月	残留婦人入所
平成 6年 4月	「中国帰国者定着促進センター」に名称変更
平成10年 10月	樺太等帰国者入所

### 中国帰国者定着促進センターの概要

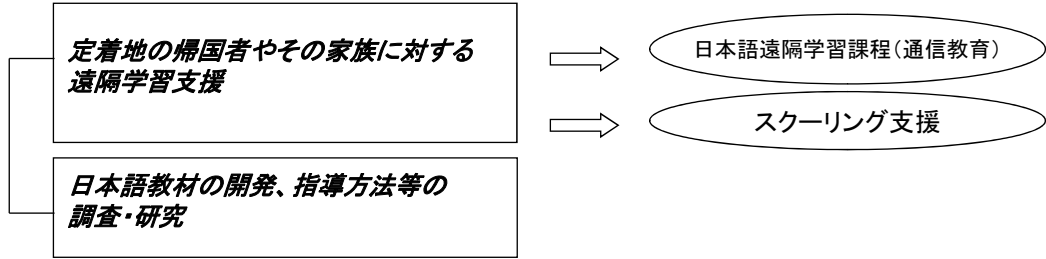
1	所在地	埼玉県所沢市並木6丁目4番2号 (研修棟) TEL 04-2995-5317 FAX 04-2995-5319 埼玉県所沢市並木4丁目1番地 (宿泊棟) TEL 04-2998-4615
2	開所年月日	昭和59年2月1日
3	委託先	公益財団法人 中国残留孤児援護基金
4	受入月	7月、1月 (平成22年度より)
5	年間受入数	4世帯10名(平成25年度実績) (現在 第93期及び第94期 3世帯6名が入所中)

# 主な事業

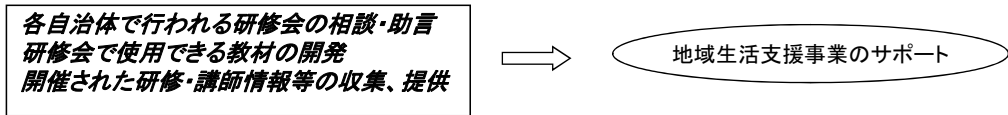
## 入所者に対する研修等



## 遠隔学習支援等



## 介護情報提供事業



## ア 中国帰国者定着促進センターへの入所

- センター設立当初、帰国直後の中国残留孤児世帯に対して、4か月間基礎的な日本語教育や生活指導を行っていた。また、平成5年度からは永住帰国を希望する中国残留婦人等の中で、日本語・生活習慣について生活する上で不安を感じている者を、平成10年度からは、同様の状態にある樺太等残留邦人をセンターに入所させて、必要な研修を行っている。
- 入所期間は、帰国者の高齢化を踏まえて平成16年度から6か月間に延長して、年齢別の履修進度に柔軟に対応しており、基礎的な日本語の教育や生活知識の指導を充実させることにより、中国残留邦人等の高齢化に対応した日本社会での生活の安定と自立の促進を図っている。

## イ 中国帰国者定着促進センターでの研修

- ・ センターでの研修は、日本語教育、定着指導、生活指導から成り立っており、日本社会での適応を促進するため、日本語、日本事情の研修、生活指導等を行っている。
- ・ 帰国者が日本社会に定着して生活していく上では、センター入所中から職業訓練校見学や個別の職業相談等を行うことも重要であることから、センターに職業相談員を配置している。
- ・ 地方都市への定着に不安を持つ者も少なくないことから、子や孫等を対象に地方都市での地場産業の見学と職場実習、当該地に定着した帰国者との懇談等の体験研修を行い、地方都市への理解を深めるとともに、居住地に円滑に定着するための研修を行っている。
- ・ 帰国者の戸籍を整える必要があるため、センターでは最高裁判所と民間団体の協力を得て戸籍の回復や就籍（新たに戸籍を作ること。）の説明を行う支援を行っている。
- ・ なお、日本語の理解力の高い残留婦人等に対しては、日本社会で生活がスムーズに行われるよう生活指導等を中心に研修を行っている。

## ウ 日本語遠隔学習支援

### 日本語遠隔学習課程（通信教育）

- ・ 全国各地に定着している帰国者とその家族が「いつからでも、どこでも」日本語学習の機会が得られるように日本語の通信教育を実施している。

### スクーリング支援

- ・ 日本語遠隔学習課程の受講生を対象として、支援・交流センターが設置されている都道府県では同センターが、設置されていない府県では府県に委託して、対面指導（スクーリング）を実施している。
- ・ センターでは、自治体やスクーリング講師に対して、情報提供や研修等のサポートを実施している。
  - ※ 日本語遠隔学習課程（通信教育）及びスクーリング支援は、平成20年度より首都圏中国帰国者支援・交流センターより業務を移管して実施している。
  - ※ スクーリングの実施にあたって「スクーリング実施計画書」を提出いただいているが、計画に変更が生じた際には、その旨が分かるようにした新たな「スクーリング実施計画書」を提出願いたい。

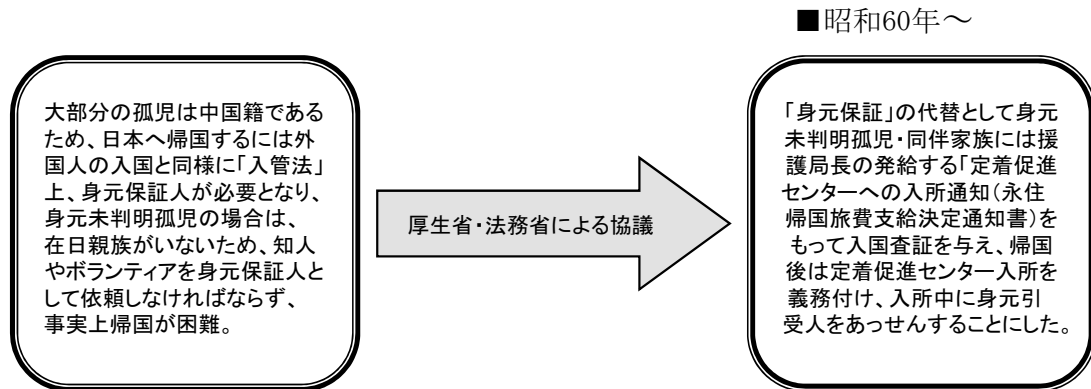
## エ 介護情報提供事業

- ・ 平成25年度から地域生活支援事業のサポートとして、高齢化している中国残留邦人等が円滑に介護サービスを受けられるようセンターで介護情報提供事業を実施している。
  - 各自治体で行われる介護関係研修会に対して実施内容の相談・助言を行う。
  - 各自治体が介護関係研修会等で使用する帰国者を支援する者、介護サービスを提供する者向けの資料を作成する。
  - 開催された研修情報、研修講師の情報を収集し、各自治体からの求めに応じて提供する。

## (2) 身元引受人制度の創設と経緯

### ア 身元引受人制度

- 昭和58年：「中国残留日本人孤児問題懇談会」（厚生大臣の私的諮問機関）が「身元未判明孤児」の受入れを、肉親に代わって相談相手となり、助言・指導を行う「身元引受人制度」の創設を提案。
- 昭和59年：「中国残留日本人孤児問題の解決」に関し、日中両国政府間で口上書を交換、「日本への帰国を希望する孤児は、在日親族の有無にかかわらず受け入れること」を確認。



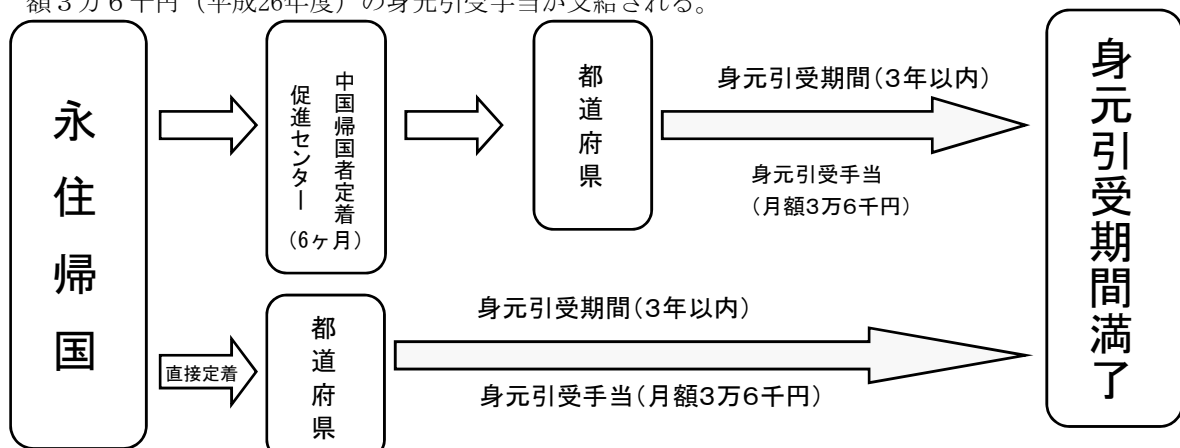
### イ 特別身元引受人制度

- 平成元年：諸般の事情により親族の身元引受けが困難で永住帰国ができない身元判明孤児（特別事情判明孤児等）の帰国促進を図るため、親族に代わる「特別身元引受人制度」創設
- 平成3年：「特別身元引受人」制度の対象者に「残留婦人等」を追加
- 平成7年：身元引受人制度の一本化（特別身元引受人を統合）

## (3) 身元引受人の役割・引受期間及び手当

身元引受人は、帰国者が定住後、身近な相談相手として帰国者世帯の日常生活上の諸問題の相談、定着自立に必要な助言・指導等を行う。

また、身元引受人の身元引受期間は身元引受の開始日から3年以内とし、身元引受期間中月額3万6千円（平成26年度）の身元引受手当が支給される。





#### (4) 身元引受人の登録とあっせん等

##### ア 登録

平成26年3月31日現在、1,620名（中国1,591名、樺太29名）の身元引受人（法人と任意団体を含む。）が登録されている。

なお、身元引受人の登録申請者を推薦するに当たっては、申請者が身元引受人としてふさわしいか否かを、事前に都道府県と関係者（経験豊かな自立指導員及び身元引受人）間で情報交換するなどして、慎重に審査するようお願いしたい。

また、身元引受人が業務の遂行が不能になった場合、身元引受人としてふさわしくない行為があった場合、又は身元引受人登録者の死亡等登録内容に変更が生じた時は、厚生労働省に連絡願いたい。

##### イ あっせん

身元引受人のあっせんは次の方法により行っている。

##### (ア) 居住予定地の決定

帰国者の意向を聞くほか、身元判明者、残留婦人等の本籍地や在日関係者の居住地等の関係都道府県と協議の上、厚生労働省が居住予定地の決定を行っている。

##### (イ) 身元引受人の選定

居住予定地の都道府県は、登録者の中から適当と認められる者の選定を行い、厚生労働省に連絡する。

なお、現在、身元引受人と帰国者との間に信頼関係がなくなったりするなどの問題が生じ、都道府県ではその対応に苦慮しているところもあることから、選定に当たっては慎重に期するようお願いしたい。

##### (ウ) 身元引受人の決定

厚生労働省は選定された身元引受人登録者と帰国者両者の合意を得て、身元引受人の決定を行っている。

##### (エ) 身元引受人のあっせん時期

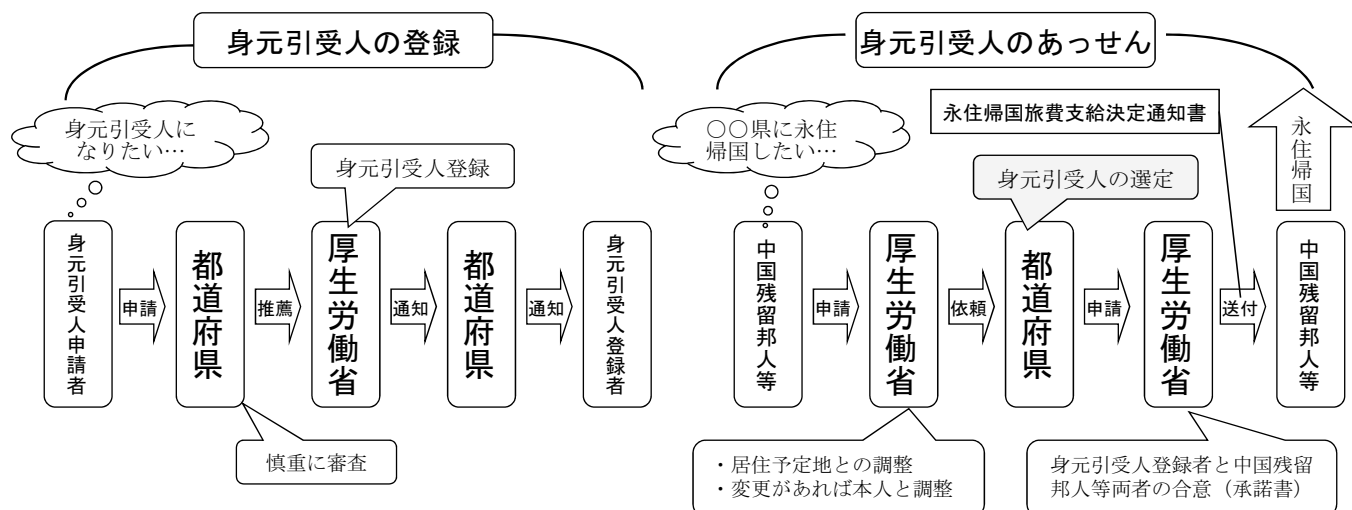
あっせんは、原則として帰国前に行うが、帰国希望時期を表明してから相当期間を経てもあっせんが困難な場合等は、帰国後に行うことにしている。

なお、帰国後のあっせんに関するトラブルを避けるため、各都道府県はできる限り身元引受人の選定と推薦を帰国前に行うよう協力願いたい。

平成26年3月31日現在、累計で2,649世帯（中国2,567世帯、樺太等82世帯）に対し身元引受人のあっせんを行った。

##### ウ 住宅の確保

帰国者の定着と公営住宅等の確保は一体のものであり、かつ、帰国予定者に対しては帰国予定時期を明示していることから、都道府県は関係部局と密接に連絡調整を図り公営住宅等を確保されるようお願いしたい。



## 6 養父母に対する扶養費の支払い

- ・ 孤児が日本に永住帰国後、中国に残された養父母等に対する扶養費の支払い等は、日中間で協議を重ねた結果、昭和59年3月と昭和61年5月の2回にわたり日中両国政府間で口上書が交換され、これまでに3,093名分、約8億7,123万円を中国紅十字会総会に送金している。
- ・ 扶養費の額は、帰国孤児1人当たり10,800元を一括して支払っている。  
(月額60元×支払期間15年分)
- ・ 扶養費支払いの対象者は、日本に永住帰国した孤児（孤児と同様の状況にあったことを日中両国が確認した者を含む。）の中国に残された養父母等となっている。
- ・ なお、日中国交正常化前に帰国した者の養父母等は、支払い対象とならない。

## IV 生活支援について

### 1 老後の生活支援（経済的支援）

中国残留邦人等は、長期にわたり中国等に残留せざるを得なかったことから、中高年となって永住帰国した後も、日本語が不自由なため就労が困難であり、年金保険料を帰国前の期間について納付できないばかりか帰国後の期間も納付することができず、年金の支給を受けられない事態が生じており、老後の備えが不十分な者が多い状況にあった。

このような特別な事情を踏まえ、老後生活の経済的安定が図れるよう、支援法を一部改正し、平成20年4月から「満額の老齢基礎年金等の支給」と、「支援給付の支給」を行っている。

#### (1) 満額の老齢基礎年金等の支給

##### ア 対象＝特定中国残留邦人等

中国残留邦人等のうち、以下の要件に該当する者が対象となる。

- (ア) 拠出制年金制度の対象となる、明治44年4月2日以降に出生した者
- (イ) 戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に出生した者（※）
- (ウ) 拠出制年金制度が施行された、昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した者
- (エ) 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者

※これに準ずる事情のある者として厚生労働大臣が認める者を含む。ただし、申請資格は老齢基礎年金等の被保険者期間を終了した満60歳以上となるので注意されたい。

##### イ 満額支給のための一時金の申請

特定中国残留邦人等が満額（※）の老齢基礎年金等を受給することを可能とする為、帰国前の期間を含めた被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料納付額を国が控除し本人に代わって日本年金機構に納付している。

なお、既に本人が保険料を自ら納付（拠出）している期間については納付せず、保険料相当額を本人に直接支給している。

「一時金」の支給には本人からの申請手続が必要となっており、平成20年1月から開始された申請に対し、平成26年3月末までに6,183名に対し支給決定を行った。

※満額は本人の被保険者期間の状況、生年月日等により異なる。

##### ウ 老齢基礎年金等

満額支給の対象となる老齢基礎年金等とは、新国民年金法（昭和60年改正法）による「老齢基礎年金」と改正前の旧国民年金法による「老齢年金」の2つであり、大正15年4月2日以降に出生したものは、概ね「新法」、それ以外の者は「旧法」の適用となる。

旧法適用者は、新法適用者と比較して、以下の差異が生じる。

- ①満額は生年月日により異なる。
- ②一時金の算定対象となるのは老齢年金（国民年金）の被保険者期間のみとなるため、厚生年金等の被用者年金の被保険者期間は納付済期間であってもその期間の保険料相当額は本人に支給されない。

## エ 一時金支給決定後の年金の額改定と受給について

老齢基礎年金等を受給中の者に対する一時金の支給決定（保険料の代理納付）後の年金の額改定は、「申請受理日の翌月」に行なわれ、最も早い者で平成20年4月支給分から反映されている。

老齢基礎年金等の受給権は原則的に満65歳で発生するが、支給開始に際しては「裁定請求」手続が必要となるので、特定中国残留邦人等の年齢と受給状況に注意の上、各都道府県、市では、請求指導に配慮願いたい。

なお、一時金の支給決定以前に繰上受給（65歳以前からの減額受給）を開始している者は、本人の申出により65歳以前に受給した年金総額と65歳以降に満額受給する（した）年金額を相殺する調整を行い、調整終了後は満額が受給できるよう措置している。



## オ 従前の国民年金特例措置

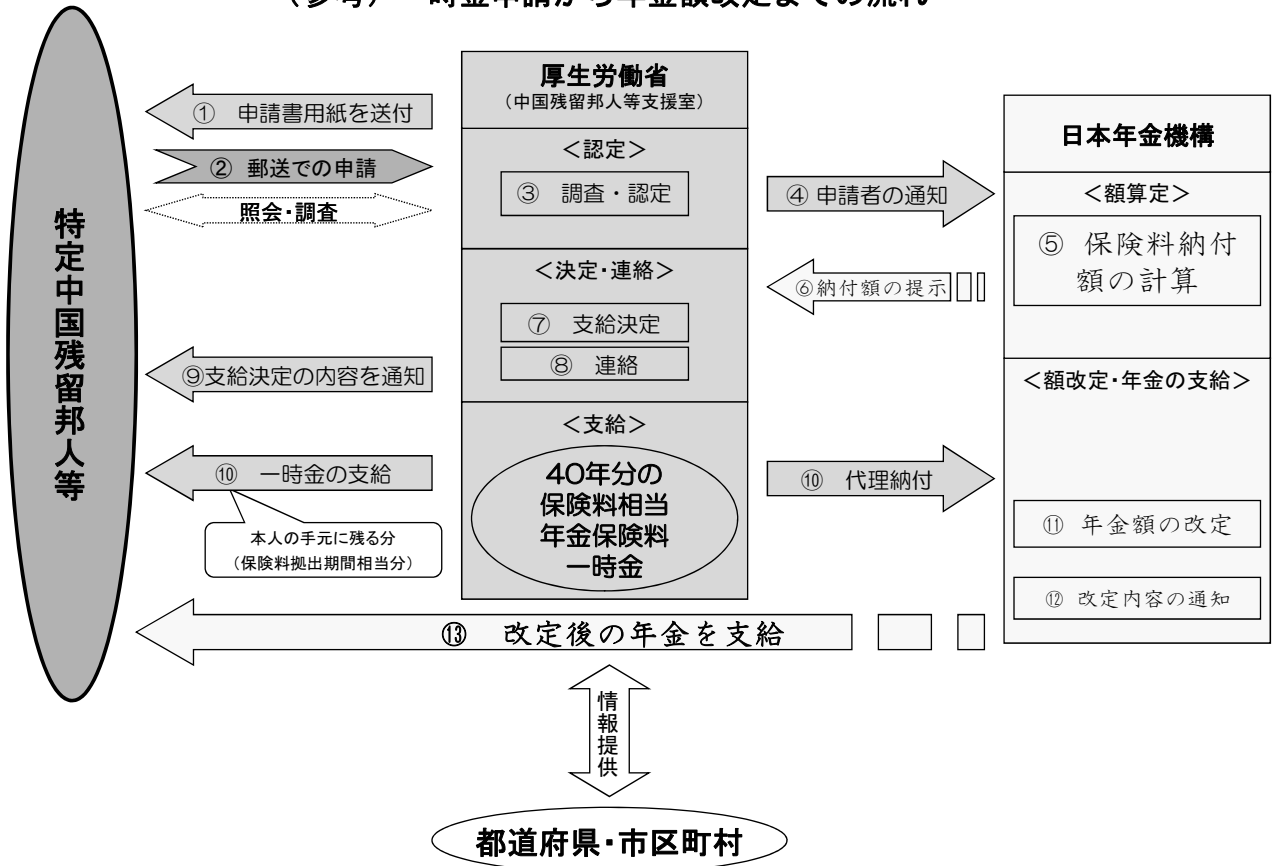
中国残留邦人等の永住帰国前の中国等居住期間を保険料免除期間とする「国民年金の特例措置」（平成8年4月から実施）は、一時金の支給決定に際しても、その額算定に要する被保険者期間を確認する前提となることから、引き続き「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」の交付を要する。

この証明書交付に係る申請は、本人から都道府県に申出があった場合に、平成8年3月26日付社援発第214号「国民年金に係る特例措置対象者回答申出のために必要な永住帰国した中国残留邦人等であることの証明について」により、速やかに対応願いたい。

## カ 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について

中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、新たに永住帰国した者に対する申請案内など、時効失権の防止に努めているので、各自治体には引き続き協力をお願いしたい。

(参考) 一時金申請から年金額改定までの流れ



国民年金の特例等(老齢基礎年金等の満額支給)

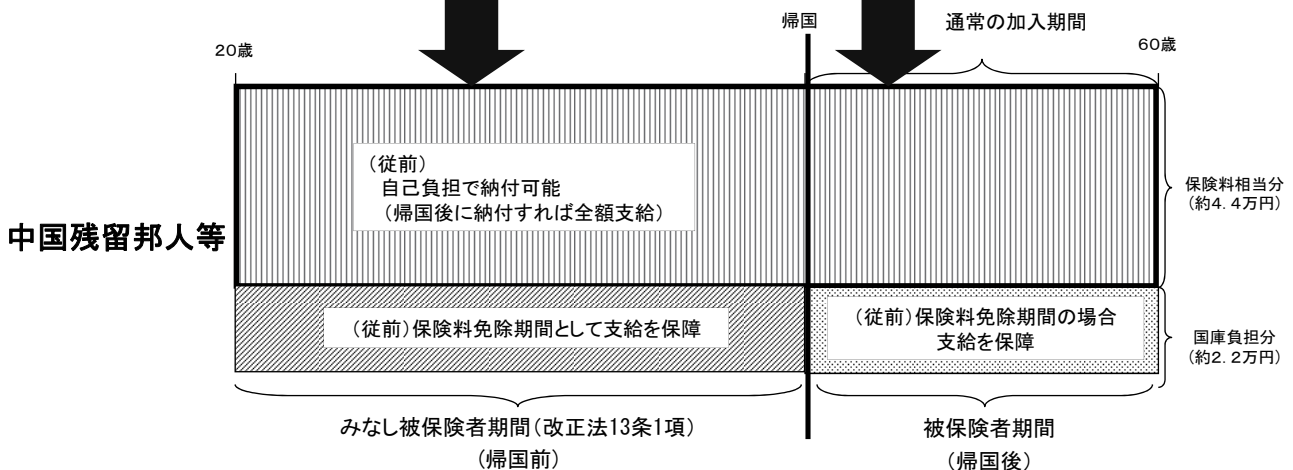
- ① 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者(以下「特定中国残留邦人等」という。)は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間も、保険料を納付することができる。
- ② 国は、特定中国残留邦人等に対して、全期間(最大40年分)の保険料相当額の一時金を支給し、その中から保険料納付分を控除して、当該中国残留邦人等に代わって保険料を納付する。

帰国前と帰国後の期間の保険料納付を認め、保険料は国が負担

(改正法13条2項)

一時金の支給(改正法13条3項)

国が代わって保険料を納付(改正法13条4項)



## (2) 支援給付制度について

支援給付は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額が、その者（特定配偶者等を含む。）について、生活保護法の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。（平成25年改正による法第14条第1項）

支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合において、死亡後も特定配偶者の属する世帯の収入の額が、当該特定配偶者等について、生活保護法の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該特定配偶者に対して、支援給付を行うものとする。（平成25年改正による法第14条第3項）

### ア 趣旨

支援給付は、永住帰国した特定中国残留邦人等及びその特定配偶者の、老後の生活を安定させる観点から、特定中国残留邦人等に対して、①満額の老齢基礎年金が支給されるほか、②特定中国残留邦人等及び特定配偶者に対して、生活保護と同水準の支援給付が支給される。

支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。（平成25年改正による法第14条第5項）

- 特定中国残留邦人等は、①長期にわたって中国等への残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、多くの人が今日においても日本語が不自由な状態であり、②帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分であるという特別な事情に置かれている。
- 一方、特定配偶者は、①特定中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、特定配偶者の大半は、高齢、日本語が不自由、日本の生活習慣に不慣れな状態であり、②特定中国残留邦人等と同様に、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分であるという特別な事情に置かれている。

### イ 支援給付の実施に当たり留意する事項

支援給付の実施に当たっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領と実施要領の取扱い等に従って適正な実施に努めること。また、機械的な運用に陥ることのないように、対象者が置かれている事情を把握・理解し、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行うよう努めること。

なお、支援給付は特別の定めがない限り「生活保護法」の規定の例によることになるため、「生活保護法」と保護の実施要領等についても理解すること。その際には、特に支援給付と生活保護制度の相違点に十分留意すること。

## ウ 給付の内容

支援給付は生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付から構成されている。

各支援給付の内容・基準は生活保護法の規定の例による。医療支援給付と介護支援給付は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。

## エ 対象者

平成25年改正法施行後の支援給付の対象者は次のいずれかに該当する者である。

- (7) 特定中国残留邦人等とその特定配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- (イ) 支援給付を受けている特定中国残留邦人等の属する世帯にその者の特定配偶者がある特定中国残留邦人等が死亡した場合の特定配偶者で、世帯の収入が一定の基準に継続して満たない者
- (ロ) 平成25年改正法施行（平成26年10月1日）の際現に、支援給付を受けている特定中国残留邦人等とその配偶者（特定配偶者を除く）で、世帯の収入が一定の基準に継続して満たない者
- (ハ) 平成25年改正法施行の際現に、支援給付を受けている特定中国残留邦人等の属する世帯にその者の配偶者（特定配偶者を除く）がある特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者（特定配偶者を除く）で、世帯の収入が一定の基準に継続して満たない者
- (ニ) 平成19年改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けていた者で、世帯の収入が一定の基準に継続して満たない者

## オ 支援給付を受ける条件

世帯の収入が、生活保護における基準を下回り、かつ保有する資産（預貯金、不動産等）が、保有を認められる範囲内（老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一時金の額まで）であること。

## カ 実施機関

支援給付は都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村長が行う。

## キ 手続き

原則として、特定中国残留邦人等の居住地を所管する実施機関が、当該者からの申請を受け付け、収入や資産等の調査を行い、支援給付の決定を行う。

## ク 生活保護との運用上の主な違い

### (7) 資産の取扱い

開始申請時に保有が容認される預貯金等や、保有が認められる自動車の取扱いが異なる。

また、要支援世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の対象となる不動産は、その適用について個別に厚生労働省に協議を行うようお願いする。

### (イ) 収入認定の取扱い

年金収入のうち、特定中国残留邦人等本人の収入は、老齢基礎年金の満額相当額までは収入認定除外として取扱い、その額を超えた額は3割を収入認定から除外する。

配偶者支援金は、全額収入認定除外とする。

また、その他の収入（配偶者の年金収入、就労に伴う収入等）も3割を収入認定から除外する。

(ウ) 子供や孫世帯と同居している者の収入認定の取扱い

支援給付受給者の高齢化に伴い、安心した老後の生活を送るために子供や孫世帯と同居を希望する（同居している）者に対応して、子供等世帯と同居することを阻害すること（同居を理由に支援給付が受けられなくなる）のないよう、子供等世帯収入の認定方法について一定の配慮を行っている。

(エ) 家庭訪問の頻度

支援給付受給者への適切な支援を行うために、他法他施策の活用や交流事業への参加など、多様な視点から支援の必要性を検討する必要がある。支援給付受給者の健康状態や生活状況の変化、世帯の状況を把握するため、少なくとも1年に1回以上は家庭訪問調査（入院入所者の病院等への訪問調査を含む。）を行う。

なお、世帯の状況に変化があると認められるなど、訪問することが必要である時には、世帯の状況に応じ随時に家庭訪問調査を行う。

(オ) 扶養義務の取扱い

生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない。

(カ) 海外渡航の取扱い

支援給付受給者が親族訪問や墓参等を目的とした2ヶ月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない。

(キ) 医療機関受診手続き

医療券等を直接実施機関から医療機関へ送付する。支援給付受給者が医療機関で受診する際は、「本人確認証」を医療機関等の窓口に表示する。

## ケ 連絡事項

### (ア) 高齢化への対応について

支援給付受給者は、高齢者の構成となることから、

- ① 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- ② 介護保険法に定める要介護（支援）の状態と考えられる者については、要介護認定申請が検討されているか。
- ③ 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用が図られているか。
- ④ 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか。

といった視点で定着後の生活支援を実施するようお願いする。

### (イ) 生活扶助基準の見直しへの対応について

- ① 生活扶助基準の見直しが平成26年4月に実施され、これに伴い当該基準を用いて算出される支援給付費の額も変更された。

上記以外については、支援給付制度の運用の取扱い等において大きな変更等はなく、その実施に当たっては、従来どおり柔軟な取扱いをすることとする。

- ② 平成26年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差といった歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方に基づき、必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、引き続き2年目の適正化が実施された。また、国民の消費動向として平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸び等も総合的に勘案している。



- ③ 一時扶助（被服費等）、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）及び生業扶助の技能習得費（高等学校等就業費を除く。）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定が実施された。

（参考）生活保護法の改正について

「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成25年1月25日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものとしている。（平成26年3月3日社会・援護局関係主幹課長会議資料（保護課分）を参照されたい。）

（ウ）年金額等の引下げに伴う留意点について

現在支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている（特例水準）。

平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）により、特例水準（2.5%）を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消することとなる。

（参考）解消のスケジュールと年金額の推移

年月	基礎年金
平成24年4月～	65,541円
平成25年10月～ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)
平成26年4月～ (▲0.7%)	64,400円 (▲475円)

※ 平成26年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率」は0.3%となり、特例水準の段階的な解消（平成26年4月以降は▲1.0%）と合わせて0.7%の引き下げとなる。

平成26年4月から老齢基礎年金の支給額が0.7%引き下がることとなる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成26年6月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。

- ① 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。

- ② 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- ③ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- なお、収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知書等により金額を確認すること。

#### (エ) 電子レセプトを活用したレセプト点検について

平成23年度より全国で運用している電子レセプトシステムは、医療支援給付受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可能である。

平成24年10月には電子レセプトシステムの改修により、薬の過剰な多剤投与を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例を把握する作業の効率化が図られ、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

また、平成25年3月には、請求に突出した特徴がみられる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化が行われたところであり、電子レセプトにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療支援給付の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療支援給付の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

#### (オ) 後発医薬品の一層の周知について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、その中で「平成30年3月末までに、後発医薬品の数量シェアを60%以上にする」という目標を掲げ、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいる。

上記の「ロードマップ」を踏まえた「後発医薬品のしおり」を平成26年5月に送付しているところであるので、支援給付の実施機関から支援給付受給者に後発医薬品の服用について理解を求めようとしおりをを用いて、支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。

#### (カ) 海外渡航時の届出の徹底について

支援給付受給者に対する海外渡航の取扱いは、親族訪問や墓参等の理由であれば2ヶ月程度まで認められているが、支援給付受給者によっては、無届で中国等に渡航したり、予定していた期間を過ぎて帰国しない者が未だ散見されている状況にある。こうした状況が改善されるよう実施機関で担当職員や支援・相談員は、普段から

- ① 海外渡航前に実施機関へ届出（書面又は電話連絡）を行うこと。
- ② 海外渡航後、やむを得ない事情で渡航期間が2ヶ月を超えてしまうような場合は、必ず実施機関へ連絡を行うこと。

を「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用するなどして、支援給付受給者に懇切丁寧に説明し、届出を徹底させるよう願いたい。

また、実施機関が認めた目的以外の目的での海外渡航や、やむを得ない理由もなく海外渡航が2ヶ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがあることを事前に支援給付受給者へ説明し、理解を得ておくこと。

なお、やむを得ない理由もなく2ヶ月を超えた時には、実施機関は海外渡航の取扱いに基づき適切に対応願いたい。

#### (キ) 稼働年齢層の特定中国残留邦人等の配偶者に対する就労支援について

中国残留邦人等が永住帰国後、子供と同年齢程度の配偶者と結婚し、夫婦世帯として支援給付を受給している世帯が見受けられ、24年3月末に地方自治体からの要望を受け、特段の就労阻害要因もなく客観的に見て就労可能な当該配偶者（子供と同年齢程度の配偶者）に対しては、当該配偶者の意向等に配慮しつつ、必要な就労支援が行えるよう支援策問答集の一部修正を行っている。

子供と同年齢程度の比較的若年の特定中国残留邦人等の配偶者には、同年代の職場の同僚達と触れ合うことによって言葉や生活習慣の違いを少しでも早い時期に払拭し、ゆとりある生活を送ることができるよう、稼働年齢層の特定中国残留邦人等の配偶者に対する就労支援を必要に応じて行うようお願いしたい（特定中国残留邦人等が死亡した場合において、平成25年改正法による配偶者支援金は、永住帰国後に配偶者となった者へは支給されないので、留意願いたい。）。

#### (ク) 支援給付受給者への懇切丁寧な説明について

中国残留邦人等にとって安心した老後の生活を送るためには、支援給付制度は非常に重要な制度であり、どのような支援を受けることができ、その支援を受けるにはどこでどのような手続きを行えばいいのか承知してもらうことが大切である。また、支援給付を受給するに当たっての必要な届出を周知する必要がある、新規申請時のみに止まらず一定の期間（年1回程度）ごとに「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用して、実施機関で支援・相談員等から支援給付受給者に対し必要事項等を説明願いたい。

また、支援給付費の額の変動は、日本語が解せない支援給付受給者には、支給決定通知書の内容を十分に理解することが困難な場合があり、実施機関と支援給付受給者との間で支給額をめぐるトラブルが生じないように、支援・相談員等を通じて支給決定通知書等に示された支援給付費の内容を懇切丁寧に説明するようお願いしたい。

#### ※参考 支援給付関係法令等

○「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」(平成6年4月6日法律第30号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平成26年10月1日改正法施行後)

○「生活保護法」(昭和25年5月4日法律第144号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」(第14次改正平成26年3月31日付け社援発0331第23号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」(第8次改正平成26年3月31日付け社援発0331第55号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について」(第4次改正平成25年3月29日付け社援発0329第25号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」(第11次改正平成26年3月31日付け社援企発0331第4号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領の取扱いについて」(第3次改正平成25年3月29日付け社援企発0329第1号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領の取扱いについて」(第3次改正平成23年3月31日付け社援企発0331第2号)

「支援給付関係法令通知集及び支援策問答集の送付について」(平成25年8月30日付け社援対発0830第1号)

※ 支援給付関係法令通知集及び中国残留邦人等に対する支援策問答集は平成26年9月を目途に改訂する予定。

## コ 支援・相談員の配置

### (7) 趣旨

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

### (イ) 業務内容

- a 支援給付を行う職員の補助業務
- b 単独又は必要に応じて職員と同行し、家庭訪問を行い、中国残留邦人等が日常生活上抱えている問題点を踏まえ、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」による中国残留邦人等に最も適した支援メニューを助言
- c 自立支援通訳等派遣業務
- d 中国残留邦人等地域生活支援事業の企画・立案
- e その他、日常生活上の相談等

### (ウ) 実施主体

都道府県、市町村(特別区を含む)が行う。

### (イ) 支援・相談員の選任

実施主体は概ね次の要件を備える者のうちから支援・相談員としてふさわしい者を選任する。

- a 中国残留邦人等に深い関心を持ち、言葉の問題、生活習慣の違いや中国（ロシア）在住時、帰国後の苦労を十分に理解していること。
- b 中国残留邦人等の言葉（中国語又はロシア語）と日本語との通訳能力を有すること。
- c 支援の対象となる者が、日本語会話に支障が無い場合はbの要件を要しない。

### (オ) 支援・相談員の確保

- a 実施主体は支援・相談員による中国残留邦人等への支援が円滑に行われるよう公募等を行い、特に中国残留邦人等の子供、孫や中国語、ロシア語の通訳経験者等を確保するよう努められたい。
- b 市や福祉事務所を管理する町村が支援・相談員を確保できない場合は、当該市町村を管轄する都道府県がそれらの市町村に代わり実施主体となって支援・相談員を配置することができるので留意願いたい。  
その場合、市町村は引き続き支援・相談員を確保するよう努めること。

### (カ) 配置方法

支援給付の実施機関に配置するが、支援給付の対象世帯が少ないなどにより、管轄の支援給付実施機関に支援・相談員を配置することが困難な場合、都道府県が代わりに本庁に配置することも可能である。

### (キ) 支援・相談員に対する研修の実施

- a 都道府県は、管内に配置又は配置予定の支援・相談員に対し、業務にあたっての基礎的な知識、心構え等が修得できるよう、中国残留邦人等施策及び支援給付等に関する研修会を実施し、支援・相談員の資質の向上に努めること。（年1回以上の研修会が望ましい）
- b 研修に当たっては、支援・相談員に対し、中国残留邦人等の置かれている特別の事情を深く理解し懇切丁寧な対応を行うよう実施すること。

### (ク) 留意事項

支援・相談員は、業務を行うに当たって、中国残留邦人等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ること。

支援・相談員は、業務を行うに当たって、実施主体と緊密な連携を保つこと。

(ケ) 費用負担について

支援・相談員の雇上費等は厚生労働省より（目）遺族及留守家族等援護事務委託費により交付する。

委託費の執行は「援護費及び事務委託費の経理取扱要領」に留意されたい。

国からの委託費を実施主体が執行するためには、都道府県での国の支出負担行為担当官と都道府県、の実施主体の長の間で委託契約を締結する必要がある（参考資料参照）。

※参考

「支援・相談員の配置について」(平成20年3月31日付け社援発第0331025号)

「支援・相談員の配置について」の一部改正について(平成21年3月31日付け社援発第0331047号)

「援護費及び事務委託費の経理取扱要領の一部改正について」(平成25年3月29日付社援発0329第27号)

「「支援・相談員の配置等に関する実施要領」の取扱いについて」(平成20年3月31日付け社援対発第0331001号)

「「支援・相談員の配置等に関する実施要領」の取扱いについて」の一部改正について(平成21年3月31日付け社援対発第0331002号)

「中国残留邦人等の新たな支援策に対する質疑要望への回答について」(平成20年6月2日付け社援対発第0602005号)

### (3) 中国残留邦人等の配偶者に対する支援策について

「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。（平成25年改正後の支援法第4条）

配偶者支援金の支給は、支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合において、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。（平成25年改正後の支援法第15条第1項）

#### ア 経緯

- ・平成19年の法改正により、永住帰国した特定中国残留邦人等に対しては、満額の老齢基礎年金が支給されるほか、特定中国残留邦人等及びその配偶者に対して、生活保護と同水準の支援給付が支給されている。
- ・一方、特定中国残留邦人等が亡くなった後、配偶者に対する支援は、支援給付のみとなるが、残された配偶者の大半は、中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、①高齢、②日本語が不自由、③日本の生活習慣に不慣れのため、支援給付だけでは、日本で生活することは困難な事情を抱えている。
- ・このため、特定中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国前からの特定配偶者に対し、特定中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて、配偶者支援金（老齢基礎年金の2/3相当額）を支給することとする中国残留邦人等支援法改正法案が第185回国会において全会一致で成立し、平成26年10月1日から施行されることとなった。

#### イ 配偶者支援金の支給について

配偶者支援金の支給に関する手続きについては、詳細は今回お示しする政省令改正案、実施要領案のとおりであるので、法施行に際して、円滑かつ適正に行われるようよろしくお願ひしたい。

#### ウ 今後のスケジュール

- 5月 政省令案・関係通知案の提示（今回）
- 6月 改正政省令パブリックコメントの実施
- 7月 改正政省令公布、関係通知発出
- 10月 支給開始

#### エ 実施機関

特定配偶者に対して支援給付を支給する実施機関とする。

#### オ 周知

今回対象者への制度説明のためのリーフレット（中国語版、ロシア語版）をお示しするので、適宜活用し、6月の支援給付の収入申告書提出時等において、中国残留邦人等に対して、制度開始までに十分な理解が得られるよう説明・周知願ひたい。

また、配偶者支援金を受給される者の申請漏れがないよう、留意願ひたい。

#### カ 申請

配偶者支援金の支給を受けようとする者は、申請書を実施機関に提出するものとする。

なお、既に特定中国残留邦人等が死亡している特定配偶者（改正法施行月（平成26年10月）から配偶者支援金を受給できる者）の申請書の提出については、改正法施行月からすみやかに支給できるよう、今回お示しするリーフレットなどを用いて対象者への周知等の配慮をお願ひする。

#### キ 特定配偶者の確認方法

死亡した特定中国残留邦人等本人又は申請者の戸籍、引揚証明書、自立支度金支給決定通知書等の書類により、婚姻年月日、永住帰国日を確認し、永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者）であることを確認するものとする。

永住帰国日等不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室へ照会願ひたい。

## ク 審査

申請があったものについて、以下の事項について必要な審査を行うものとする。

- (ア) 特定中国残留邦人等本人死亡の事実を確認する。
- (イ) 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前であって、継続して婚姻関係があったことを確認する。
- (ウ) 申請者が支援給付受給中であることを確認する。

なお、審査の上で不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室に照会願いたい。

## ケ システムの改修について

自治体によっては、現用システムの改修等が必要になることも考えられる。この場合、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の補助対象とすることとしているので、自治体全体のシステム構築に係る計画等の諸事情を十分検討の上、執行等をお願いしたい。

25年度補正予算により基金に対して拠出されており、26年度末までに執行により改修していただくこととなる。

## 2 地域社会での支援

### (中国残留邦人等地域生活支援事業)

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する事業

#### (1) 事業内容

- ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- イ 身近な地域での日本語教育支援事業
- ウ 自立支援通訳等派遣事業
- エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業
- オ 支援給付適正実施推進事業

**補助率 10/10**  
(セーフティネット支援対策等事業費補助金)  
**※全額国庫補助**

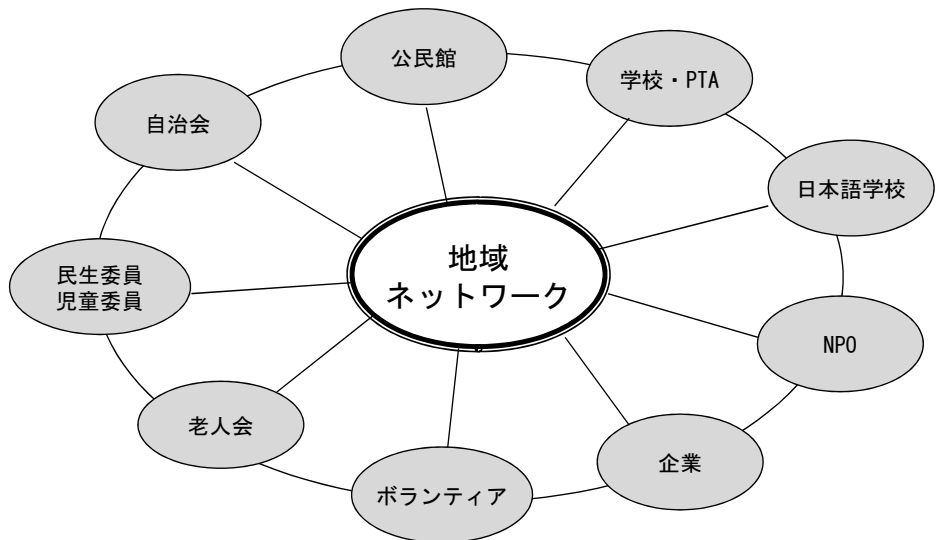
これらの事業は都道府県及び市区町村が実施

#### (イメージ図)

#### 地域における多様なネットワーク

地域では、そこで暮らす方々、社会福祉や教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関によって構成されている。

組織の活動・取組のつながりと連携を取りながら中国残留邦人等が地域の一員として安心して生活できる環境を構築し、社会的自立を促す。





## (2) 支援対象者

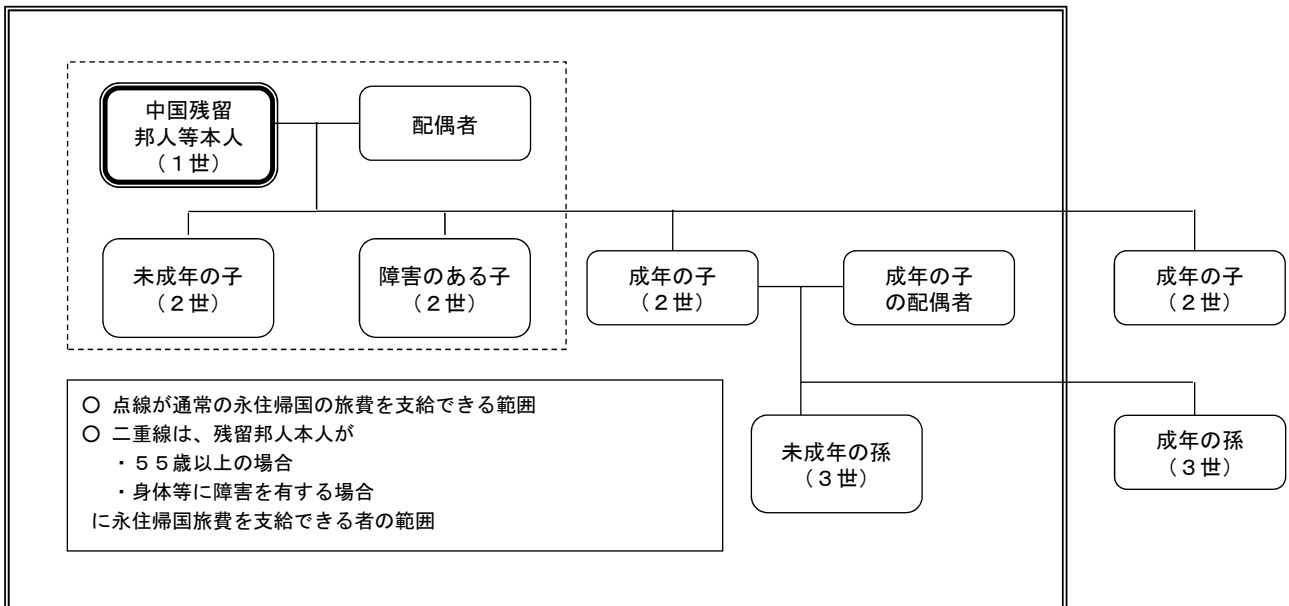
日本に国費又は自費（国費相当者）で永住帰国した中国残留邦人等とその家族（同行入国世帯）を対象に支援する。

また、日本に一時帰国中の中国残留邦人等に対して、通訳支援を行う。

### <参考>

- 支援法第2条第1項に規定する者及び支援法施行規則第10条に規定する親族等で本邦に永住帰国した者
- 支援法第2条第1項に規定する者であって、本邦に一時帰国した者（自立支援通訳派遣に限る。）

### ア 地域生活支援事業の対象者（＝永住帰国援護の対象者）



#### 永住帰国旅費を支給できる者の範囲

- 1 残留邦人本人
- 2 配偶者
- 3 20歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）
- 4 身体等に障害のある実子（配偶者のないものに限る。）で扶養を受けているもの
- 5 本人が55歳以上、または身体等に障害がある場合で、自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため生活を共にするとして、中国残留邦人等から申出のあった成年の子1世帯
- 6 その他上記に準ずると認められるもの（養父母等）

イ 対象者を把握する方法

(7) 中国残留邦人等本人

a 対象者名簿（平成20年3月24日付、各都道府県・指定都市・中核市あて送付）に氏名が記載されている方か。

b 以下の証明書等を所持しているか。

- (a) 永住帰国旅費支給決定通知書
- (b) 自立支度金支給決定通知書
- (c) 年金特例措置のための「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」
- (d) 一時金支給決定通知書
- (e) 永住帰国者証明書（引揚証明書）
- (f) 一時帰国旅費支給決定通知書

(イ) 中国残留邦人等と同行し帰国した家族

上記(7)の b (a)、(b)、(e)の証明書等に氏名が記載されている方か。

◎ 上記の資料等で確認することができない場合は、厚生労働省あて文書で照会願いたい。  
（記載事項：日本名、中国名、生年月日、帰国年月日、本籍地等）

対象者を把握する際に確認する証明書等の様式

永住帰国旅費支給決定通知書

**天**

支給決定通知書  
中自支第[ ]号

下記のとおり、決定したので通知します。  
平成[ ]年11月5日  
厚生労働大臣 外 派 要

記

根拠法	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		
支給決定の種別	永住帰国旅費		
申請者	氏名	日本名	生年月日
	中国名		性別
本籍地	本籍地		
	居住地	中国	

支給決定内容  
1 支給額及び支給方法  
(1) 申請者の居住地から中国の地域における出入国港（北京）までの旅費の260日（申請者の居住地の最寄りの中国銀行に送金）  
(2) (1)の出入国港から本邦の出入国港までの旅費（当該経路に係る航空券又は乗船券を交付）  
(3) 本邦の入国港から本邦における居住地までの旅費（当該経路に係る航空券又は乗船券を交付）  
2 親族等

氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
		妻			孫(男)
		子(女)			孫(男)
		子の孫			

3 本邦における居住地  
東京都

注意 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面でも厚生労働大臣に対して不服申立てができます。  
事前協議済 K07-014

自立支度金支給決定通知書

**大**

支給決定通知書  
中自支第[ ]号

下記のとおり、決定したので通知します。  
平成[ ]年2月7日  
厚生労働大臣 外 派 要

記

根拠法	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		
支給決定の種別	自立支度金		
申請者	氏名	日本名	生年月日
	中国名		性別
本籍地	本籍地		
	現在の居住地	所沢中国帰国者定着促進センター(埼玉県所沢市並木4-1)	
本邦に上陸した日	本邦に上陸した日	2008年1月14日	

支給決定内容  
1 支給額 557,500円  
2 親族等

氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
		子(男)			子の妻

注意 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面でも厚生労働大臣に対して不服申立てができます。

## 対象者を把握する際に確認する証明書等の様式


### 永住帰国した中国残留邦人等 であることの証明書

永住証明 〇〇〇〇号

**永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書**  
(国民年金に係る中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出用)

下記の者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等であり、本邦へ永住帰国した者であることを証明する。

平成〇〇年 4月 28日

厚生労働省社会・援護局長 

記

氏名	フリガナ	〇〇〇	生年月日	昭和〇〇年 8月 13日
	日本名	〇〇〇		
	フリガナ	〇〇〇	性別	女
	現地名	〇〇〇		
本籍地	〇〇〇			
現在の居住地	〇〇〇			
初めて永住帰国した日	昭和63年 10月 6日			
申請受付年月日	平成19年 12月 26日			

(参考)

(1) 初めて永住帰国した日の前日までの期間で昭和6年4月1日より昭和56年12月31日までに係る戸籍抄本の綴付の有無	有
(2) (1)により本人より提出された戸籍抄本の記載内容	無
(3) (2)につき(新たな)事実が確認された日(注)	年 月 日
(4) 基準永住帰国日から引き継ぎ1年以上本邦に住所を有した日(注)	平成8年 4月 1日

(注) (3)及び(4)の年月日については、平成8年4月1日前の場合平成8年4月1日とする。


### 一時金支給決定通知書

一時金第 〇〇〇〇号

**支給決定通知書**

下記のとおり、決定したので通知します。

平成20年 3月 28日

厚生労働大臣 

根拠規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第13条第3項	
支給決定の種類	一時金	
申請者	〇〇〇	生年月日 昭和〇〇年5月31日
住所	〇〇〇	

一時金の支給決定額	4,378,400円	A
うち社会保険庁へ代算送納した金額	4,378,400円	B
申請者に支払う金額(A-B)	0円	C

注1：この支給決定に不服があるときは、この支給決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して不服申立てをすることができます。

注2：この地方の取消しの訴えは、この地方の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。（なお、地方の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても、地方の日から1年を経過すると地方の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、地方の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、地方の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。

注3：上記(C)の金額は、申請者が指定した振込先口座に送金します。

## 対象者を把握する際に確認する証明書等の様式


### 永住帰国者証明書

証明 〇〇〇〇号

**永住帰国者証明書**

下記の者は、平成6年9月30日社援発第667号厚生省社会・援護局長通知による中国残留邦人等永住帰国者であることを証明します。

平成〇〇年9月27日

厚生労働省社会・援護局長 中村 秀 

記

氏名	日本名	〇〇〇	生年月日	〇〇年 12月 14日
	現地名	〇〇〇	性別	男
本籍地	〇〇〇			
現在の居住地	〇〇〇			
帰国前の居住地	中国 〇〇〇			
本邦に上陸した日	1993年2月18日			


氏名	生年月日	続柄	備考
〇〇〇	19〇〇年2月18日	夫	

### 引揚証明書

引揚証明 〇〇〇〇号

**引揚証明書**

昭和〇〇年 〇月 〇日

厚生労働省援護局長 


氏名	本籍地	〇〇〇	年齢	〇〇歳
	定着地	〇〇〇	職業	〇〇
性別	男	家族関係	〇〇	備考
出生年月日	〇〇年 〇月 〇日	引揚年月日	〇〇年 〇月 〇日	

右は昭和〇〇年 〇月 〇日 〇〇港に帰国したことを証明する。

昭和〇〇年 〇月 〇日

# 対象者を把握する際に確認する証明書等の様式

## 一時帰国旅費支給決定通知書



**支給決定通知書**

中一旅第 〇〇〇号

下記のとおり、決定したので通知します。

平成 〇〇年 9月 3日

厚生労働大臣 外 丞 丞 記

根拠法		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
支給決定の種別		一時帰国旅費	
申請者	氏名	日本名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
		中国名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
	本籍地	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	
	居住地	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	
支給決定内容			
1 支給額及び支給方法			
(1) 申請者の居住地から中国の地域における出入国港(上海)までの往復の旅費 往路: 9,986 円(申請者の居住地の最寄りの中国銀行に送金) 復路: (申請者の本邦における滞在予定地の最寄りの郵便局に送金) (2) (1)の出入国港から本邦の出入国港までの往復の旅費(当該経路に係る航空券又は乗船券を支付) (3) 本邦の出入国港から本邦における滞在予定地までの往復の旅費(当該経路に係る航空券又は乗船券を支付)			
2 親族等又は介護人			
	氏名	生年月日	続柄
	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	子(女)
			備考
			介護人
3 滞在予定地			
東京都港区高輪 3-13-1 グランドプリンスホテル新高輪			

注意 この部分に不届があるときは、この部分があったことを想った日の翌日から起算して60日以内に書面でも厚生労働大臣に対して不届申立てができます。

## ウ 事業別支援対象者の区分

(平成26年度)

区 分	中国残留邦人等支援ネットワーク事業	身近な地域での日本語教育支援事業		自立支援通訳等派遣事業					地域生活支援プログラム事業						支援・相談員			
		日本語教室	民間日本語学校	自立指導員	自立支援通訳	就労相談員	巡回健康相談	日本語教室等通所(学)活動推進	自学自習者に対する教材費の支給	地域で実施する交流事業	地域での日本語教室		地域での就労等支援			親族訪問・訪問中支援(収入認定除外)		
											民間日本語学校紹介	ボランティア日本語教室の紹介	就労に役立つ資格取得支援	生活保護受給者等の就労による自立促進事業の活用				
1 中国残留邦人等・配偶者 ①法第2条第1項 ②法施行規則第10条第1号 ※配偶者が離婚した場合には対象外 中国残留邦人等と同一の住居に居住し、生計を一にしている配偶者は、同行帰国の有無に関わらず対象となる		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活保護受給者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 中国残留邦人等の未成年の子(帰国時) 法施行規則第10条第2号又は第3号 ※帰国後に生まれた子(残留邦人の孫)は対象外	同居	生活保護受給者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別居	生活保護受給者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 中国残留邦人等と同伴入国した子世帯 ※養父母を同伴した場合を含む ①法第6条 ②法施行規則第10条第4号、第5号又は第6号	同居	生活保護受給者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別居	生活保護受給者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注意)

- 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業について  
中国残留邦人等が地域の様々な行事に気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解や見守り・支え合いなど安心して生活できる環境を構築するためのものであることから特に支援対象者を定めていない。
- 身近な地域での日本語教育支援事業の「日本語教室の開催に必要な経費の支援」について  
上記対象者が1人以上受講している実施主体が開講する日本語教室に対して経費補助するものである。
- 地域生活支援プログラム事業の「訪中支援」について(※1)  
支援給付を受けている者については、「支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱いについて」(平成22年6月1日、社援企発0601第1号)に基づき取り扱う。

### (3) 各事業の具体的な内容

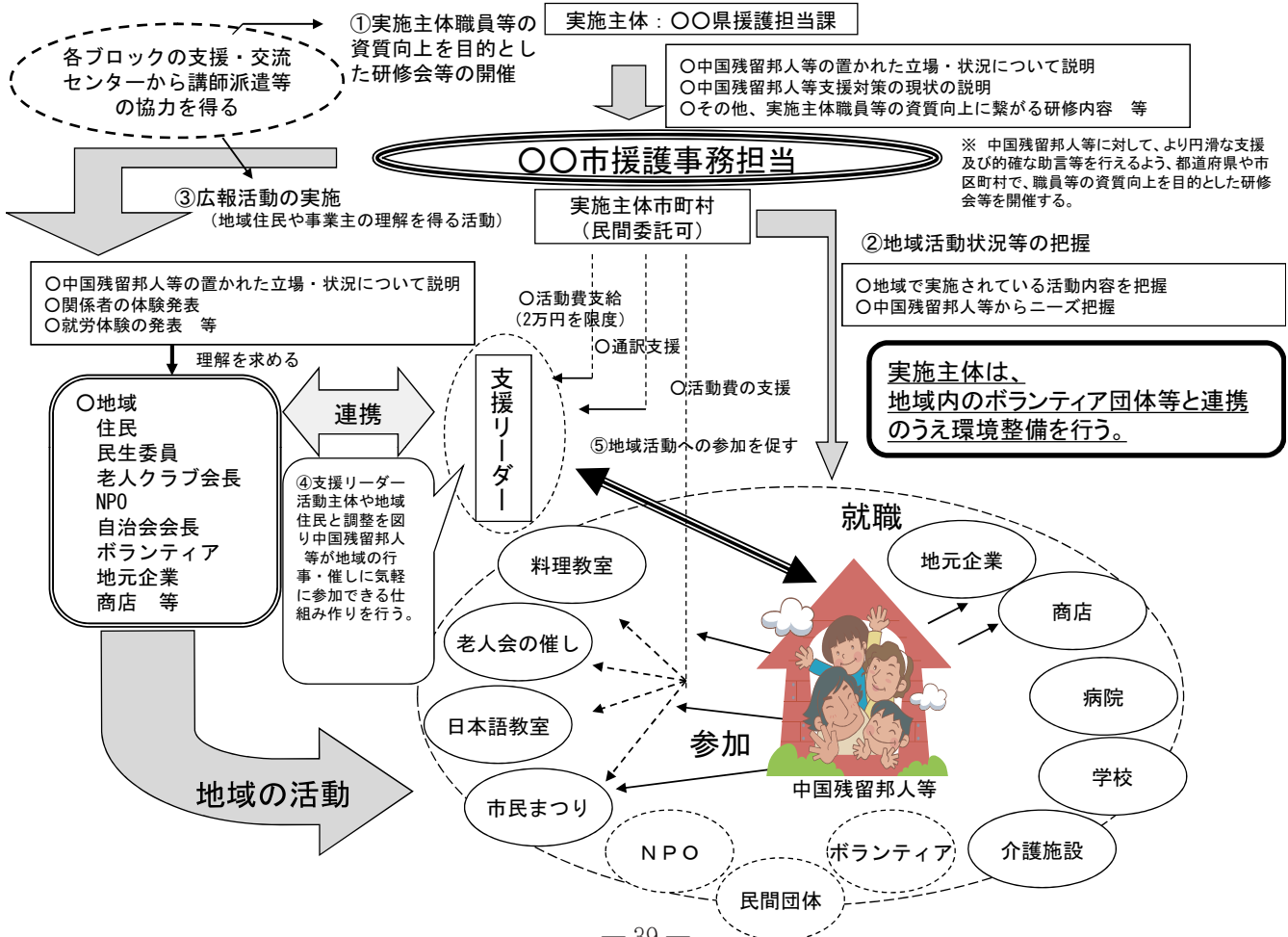
#### ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域での多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業などに気軽に参加できる仕組みをつくり社会的自立を促す。

- (ア) 地域住民に対する広報活動事業  
地域住民に対して中国残留邦人等が置かれた立場や状況に理解を求める又は職場での受入れを求めるなどの説明会や催し等の広報活動の実施に必要な経費を支援する。
- (イ) 支援リーダーの配置  
地域での交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者（支援リーダー）の活動費を支援する。
- (ウ) 地域で実施する日本語交流事業への支援  
自治体等が実施する日本語交流事業に要する経費を支援する。
- (エ) 関係職員等研修・啓発事業  
実施主体職員等の資質向上を目的とした研修会等の開催に必要な経費や各種研修会への参加を支援する。

この事業は、市町村（特別区含む）又は都道府県が実施。  
但し、上記(ア)～(ウ)の事業について、都道府県が事業を行う場合は、支援連絡会の設置が必要となる。

#### ○ 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業（参考例）



## 「地域住民に対する広報活動事業」の実施例

### ① 中国（旧満州）等から引揚げた体験や、就労の実体験などの発表

・ 残留邦人の方を講師として招き、実体験を発表いただく。

### ② 映画上映会

・ 中国残留邦人等に関する映画を上映する。

< 上映する映画（例） >

◇ 二つの国の狭間でー中国残留邦人映像記録集①ー 37分

（企画・提供：中国帰国者支援・交流センター 制作：（財）NHKインターナショナル）

◇ 蒼い記憶ー満蒙開拓と少年たちー 90分

（制作：満蒙開拓・映画制作委員会 監督：出崎哲）

### ③ 展示コーナーの設置

・ 中国残留邦人等が置かれた立場、状況について、広く一般市民に対して、理解を求めため展示コーナーを設ける。

< 展示コーナーの設置場所（例） >

◇ 市役所、公民館、市民まつりの催し 等

### ④ 残留邦人等を支援する団体などの活動内容を紹介

・ 残留邦人等を支援する団体等から講師を招き、団体が行っている活動内容などを紹介する。

### ⑤ 中国帰国者支援・交流センターの活動内容を紹介

・ 支援・交流センターから講師を招き、センターで行っている活動内容を紹介する。

## 「地域で実施する日本語交流事業」の実施例

#### ①料理教室

例：地域の方に中国料理を教えたり、日本料理を教わる中で、楽しみながら会話力を向上させる。

#### ②音楽教室

例：歌を覚えることで、自然に楽しく日本語習得をすることを目的とする。また、練習の成果を発表する場を設ける。

#### ③書き初め（習字）教室

例：書き初め（習字）を通して日本文化を学ぶ。正月（季節）にまつわる単語を書くことで季節の言葉を覚える。

#### ④絵手紙教室

例：絵手紙作成を楽しむとともに、手紙の書き方、文字を学ぶ。また、年賀状や暑中見舞等季節の葉書を覚える。

#### ⑤農作業教室

例：水田用地を借地し、田植えから稲刈りまでの作業を行う。会話力、日本の伝統、協調性、助け合いを学ぶ。

#### ⑥交流懇談会

例：料理教室や農作業等の機会ある毎に、交流後に懇談する時間を設けて会話力を向上させる。

#### ⑦年賀状講習会

例：年賀状の書き方を学ぶを通して、日本の正月文化や葉書の書き方を学ぶ。

#### ⑧紙芝居

例：中国から伝わったとされる七夕を題材に、地域の小学生に対し紙芝居を行う。

#### ⑨各地域の行事（祭り等）への参加

例：大学の文化祭にて、大学生と一緒に水餃子の店を出す。販売や餃子作成を通して日本語を学ぶ。

#### ⑩お花見、月見、七夕、クリスマス会、新春餅つき大会

例：季節のイベントに参加し、日本の季節の行事を知るとともに地域住民と楽しみながら交流をはかる。

#### ⑪人形劇鑑賞

例：人形劇団により劇を演じてもらったあと、国による違いなどを話し合い、言葉の説明を受けたあとで再度言葉の使い方を確認しながら人形劇を見る。

#### ⑫映画鑑賞会

例：日本文化がテーマになっている映画を見て、その後皆で感想を発表し合う。

#### ⑬ゲーム大会

例：進行役が歌やゲームの指導をする。文字を見つけて単語を作ったり、動物や植物の単語を使ったゲームを行い楽しみながら日本語を学ぶ。

#### ⑭体操教室、太極拳、社交ダンス、ゲートボール、マレットゴルフ、ハイキング等

例：地域の方と一緒に体を動かす交流から、日本語学習、引きこもり防止、健康作りを目的とする。

#### ⑮ボランティア活動

例：地域のボランティア活動に参加し地域住民と交流をはかり、また地域の一員だということを意識する。

#### ⑯防災訓練

例：障害者や高齢者と同様、日本語が不自由なことで災害弱者である帰国者に対し防災訓練を行う。また、防災センターを見学することで、防災に対する知識や技術を学ぶ。

#### ⑰課外研修（体験学習）

例：県内の文化遺産めぐりをする。事前にしおり作りや、見学する文化遺産にまつわる勉強をし、交流後は感想文を書くことで、日本文化と日本語を学ぶ。

例：郷土文化について調べるとともに、実際に作成したり、見学したりして体験する。

例：事前に山菜の勉強をした上で、山菜採り体験を行い、その山菜を材料に天ぷら作りを行う。

例：地域の中の工場見学をし、就労への関心を持たせる。

## 「関係職員等研修・啓発事業」の実施例

- ① 中国残留邦人等の置かれた立場・状況について学習
    - ・残留邦人の方を講師として招き、実体験を発表いただく。
    - ・中国残留邦人等に関する映画を上映する。
  - ② 中国残留邦人等支援対策等の学習
    - ・外部講師を招き講演する。
      - ◇中国残留邦人等支援制度の紹介
      - ◇中国帰国者支援・交流センター及び関係団体などの活動内容の紹介
      - ◇近隣自治体の支援事業の紹介
      - ◇支援・相談員や日本語講師等の支援者からの体験発表
      - ◇分科会による意見交換会の実施
  - ③ その他、実施主体職員等の資質向上に繋がる研修内容
    - ・自立支援通訳、自立指導員及び支援・相談員等を対象に、医療現場での通訳の注意事項や医療用語、表現などを学習する「医療通訳研修会（仮称）」を開催する。 等
- ※ 支援連絡会及び連絡協議会の開催経費について  
中国残留邦人等の状況を把握のうえ、関係機関等と連携を図るために開催する支援連絡会等に要する経費も当該事業にて補助することができます。

実施主体が企画実施する研修会等以外に、中国帰国者支援・交流センターや関係団体等が実施する研修会等に参加する場合又は国が実施する全国会議等に出席する場合は、当該事業にて参加旅費を補助します。

### イ 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う。

- (ア) 日本語教室の開催に必要な経費の支援  
実施主体がボランティア団体等を活用して、地域に日本語教室を開講するための経費を支援する。

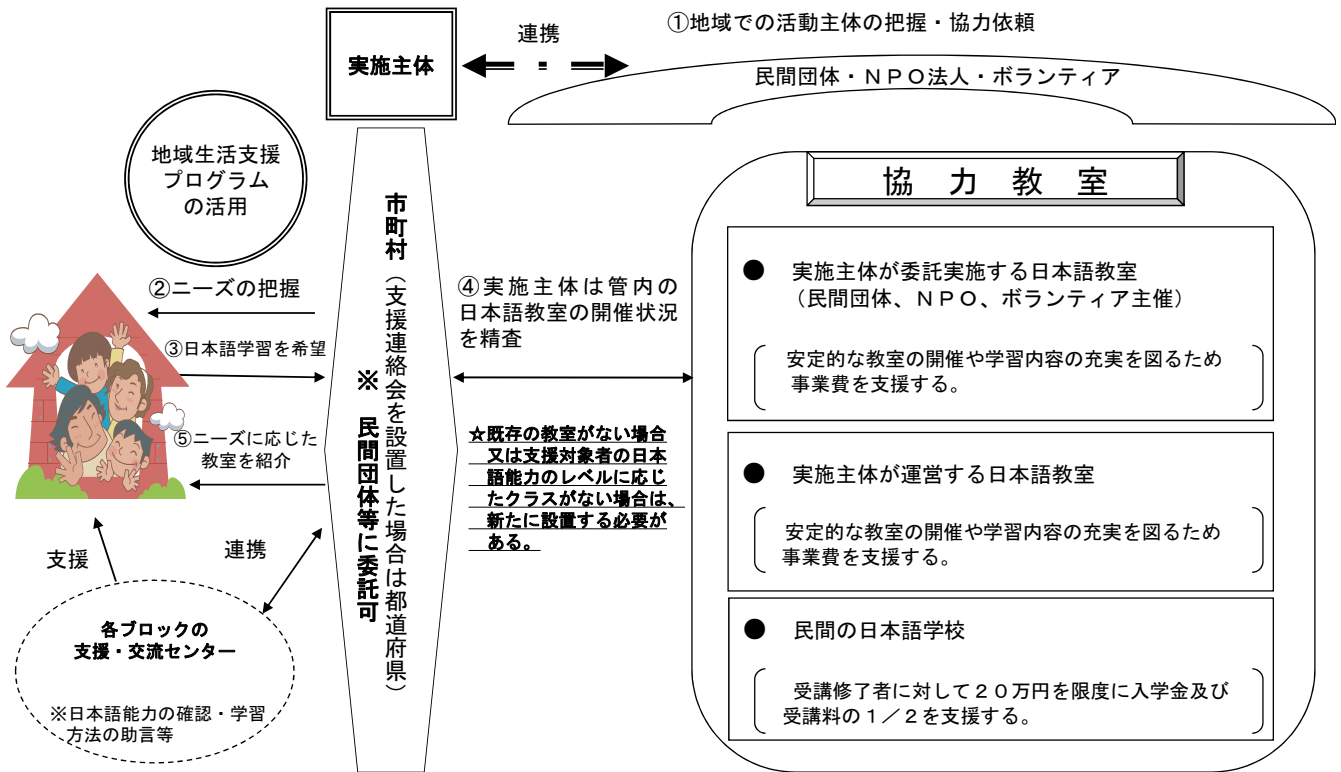
（ 安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るため、支援対象者が1人以上受講していれば、日本語教室の開講に要する経費の全額補助可能。  
（但し、人件費や管理費等の補助金対象外経費を除く。） ）

- (イ) 民間日本語学校利用時の受講料等支援  
地域の民間（有償）日本語学校の受講するための経費を支援する。

（ 受講修了者に対して20万円を限度に入学金受講料の1/2を支援する。 ）

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施。

## ○ 身近な地域での日本語教育支援事業（参考例）



### ○ 支援対象者のニーズや日本語能力のレベルに応じた学習内容を提供することが重要である。

平日は就労しているため夜間又は土日に学習したい！ → 夜間、休日クラスを設ける。  
就労に役立つような日本語が学びたい！ → 就労に役立つ日本語が学べるクラスを設ける。

注意：本事業は民間団体等への補助事業ではありません。

## ウ 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び健康相談等を行うことで、地域で安心した生活が送れるよう支援を行う。

### (ア) 自立支援通訳派遣事業

医療や健康相談を受ける際、公的機関から援助を受ける際などに通訳が必要な場面に同行して、通訳業務を行う。

### (イ) 自立指導員派遣事業

日常生活での諸問題に関する相談、指導や関係行政機関への連絡を行う。

### (ウ) 就労相談員派遣事業

就労に向けた相談、指導や就労後の離職を防止するための指導に加え、就労受入れ企業の開拓等を行う。

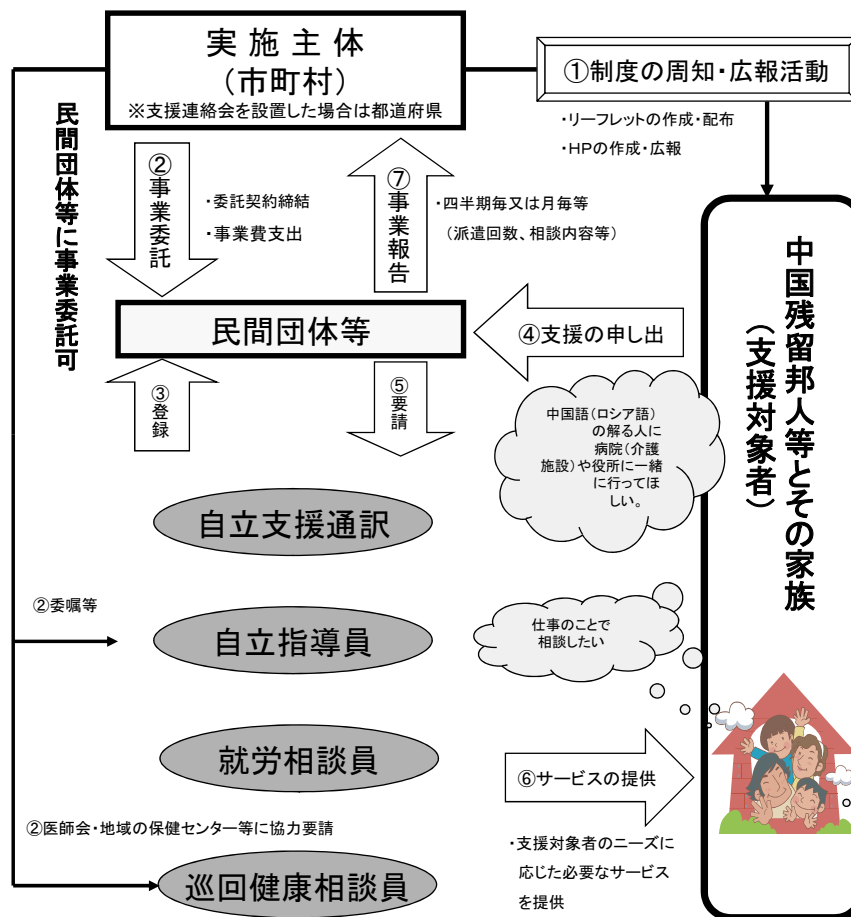
### (エ) 巡回健康相談の実施

地域巡回、戸別訪問で、医療、保健衛生上の観点から必要な助言を行う。

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施



## ○ 自立支援通訳等派遣事業



## 補助内容

### 1. 自立支援通訳等派遣 (補助率10/10)

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳 就労のための相談及び健康相談等を行い安心して生活が送れるよう自立支援通訳等の派遣に要する経費を補助する。

<対象経費>

・報償費 ・活動費(旅費) ・需要費(消耗品費、印刷製本費) ・役務費(通信運搬費、保険料) ・使用料及び賃借料・委託料

※ 自立指導員及び就労相談員のみ活動推進費として、需用費、役務費の補助が可能。民間団体等に事業委託した場合のみ委託料の補助が可能。また、事業委託の締結、事業報告に必要な経費の補助が可能

### 2. 制度の周知・広報活動 (補助率10/10)

制度の周知・広報活動に必要な経費について補助する。(上記対象経費であれば補助可能)

<事例>

○リーフレット等作成に必要な経費

・実施主体と民間団体等が打合せを行った際の旅費  
・実施主体と民間団体等が連絡調整を行った際の通信費、郵便料  
・支援対象者に対し送付するリーフレット等の郵便料  
・リーフレット等を作成の際の消耗品や印刷製本費

※ その他事業の事前準備や事前調整に必要な経費も補助対象となる。

日本語をもっと勉強したい。

地域の人ももっと交流をしたい。

## ○ 自立支援通訳等派遣事業の手当等

- ① 自立支援通訳等の報償費と活動費(訪問旅費)
  - ・実施主体の雇用規程又は旅費規程に基づき額の設定
  - ※ 報償費は、国の予算単価を利用することも可能
- ② 自立指導員と就労相談員の活動推進費(参考文献購入費、通信費、印刷費)
  - ・受け持ち世帯数にかかわらず自立指導員等1人につき、実施主体が定める額を年額として設定
  - ※ 国の予算単価を利用することも可能
- ③ 巡回健康相談事業の補助金対象経費
  - ・実施会場により健康診断を行う場合は、巡回健康相談員の報償費の他、以下経費を計上することが可能
    - ◇ 会場借上料(借料及び損料)
    - ◇ お知らせ等作成(消耗品費、印刷製本費)
    - ◇ 電話料と郵送料(通信運搬費)
- ④ 自立支援通訳等が参加する場合の各種の研修・講座等への参加経費
  - ・各種の研修・講座等に参加する際の受講料、教材費、旅費を補助経費とする
    - ◇ 対象となる研修・講座等…医療機関の受診等に関する基礎的な知識、通訳上の留意点などの内容のもの

### 【自立支援通訳等の単価】

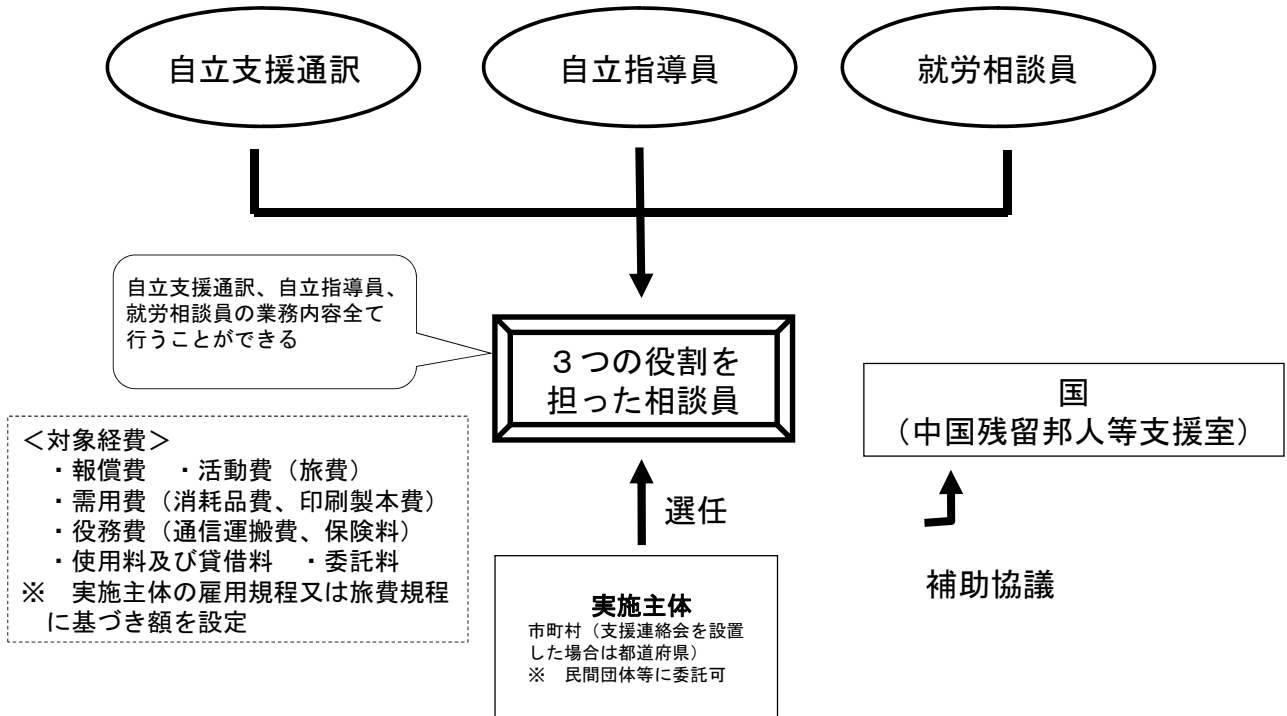
報償費(1日 ①自立支援通訳9,360円 ②自立指導員9,360円 ③就労相談員9,000円 ④巡回健康相談員13,570円)

活動推進費(年間 ①自立指導員28,800円 ②就労相談員22,200円)

活動費(1日 自立支援通訳等1,860円)

※参考として示しているもので、各自治体毎に単価を設定することは可能。なお、平成25年度より自立支援通訳及び自立指導員の業務の内容性、支援・相談員との均衡を考慮し、自立支援通訳と自立指導員の単価を改定した。

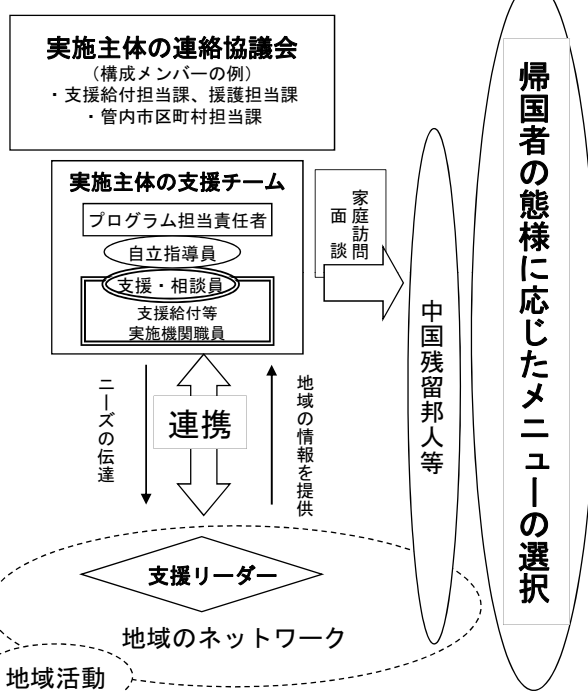
- 自立支援通訳、自立指導員、就労相談員の業務内容を全て行うことができる者を  
選任することも可能
- ※ その者に対する報償費等の単価は実施主体の雇用規程又は旅費規程に  
基づき設定



## エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、「地域生活支援プログラム」を作成し、日本語学習、  
就労支援、生活相談等を行う。

- 実施主体：市町村（支援連絡会を設置した場合は都道府県）  
※ 民間団体等に委託可



### メニューの例

#### <拠点施設の活用>

- 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費（10万円限度）・教材費（1万円限度）の支給
- ※ 交通費の限度額を超えた分について、支援給付受給者は、生活支援給付又は生活扶助の移送費より支出可能
- 適切な教材等の紹介や自学自習に必要な教材費（1万円限度）の支給

#### <地域ネットワークの活用>

- 地域で実施する交流事業への参加
  - ・地域活動の紹介
- 身近な地域での日本語教室への参加
  - ・民間日本語学校等の紹介
  - ・ボランティア日本語教室の紹介
- 就労に役立つ日本語等資格取得支援
  - 受講料（20万円限度）・受験料（1万円限度）の支給
  - ※ 雇用保険制度の教育訓練給付金又は母子家庭の母に対する自立支援教育訓練給付金の受給有資格者はこれらの制度が指定する講座以外の講座が対象となる。
- 生活保護受給者等の就労による自立促進事業の活用
  - ・公共職業安定所と福祉事務所等とが連携し就労支援を行う。

#### <親族訪問>

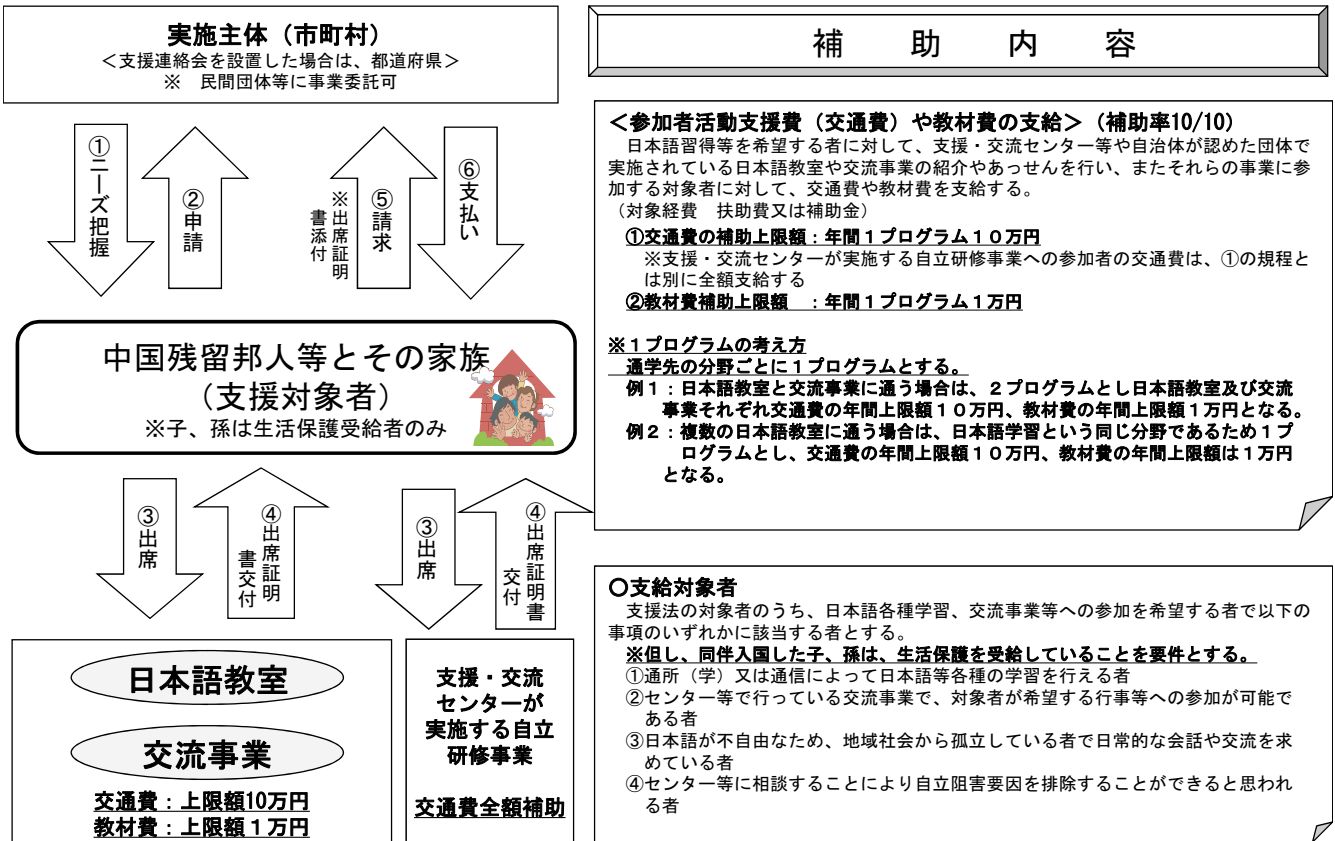
- 中国に居住している親族との再会や見舞いのための訪中時支援給付の継続支給（渡航費用の収入認定除外）

#### <独自に実施する支援事業>

- 実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ独自に実施する支援事業

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施。

### ○ 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費・教材費の支給

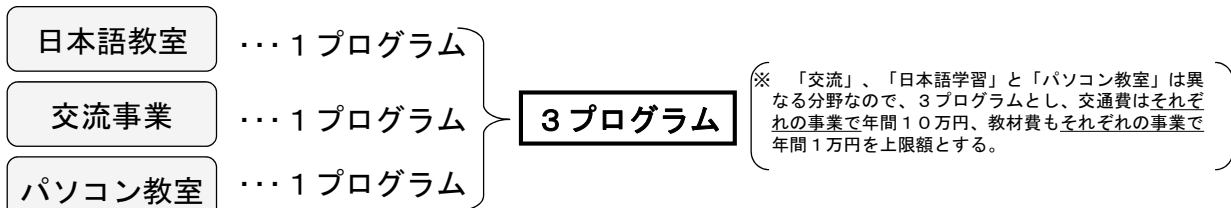


※「支援・交流センター等」とは、支援・交流センターの他、各種学校法人及び各自治体が認めた団体をいう。

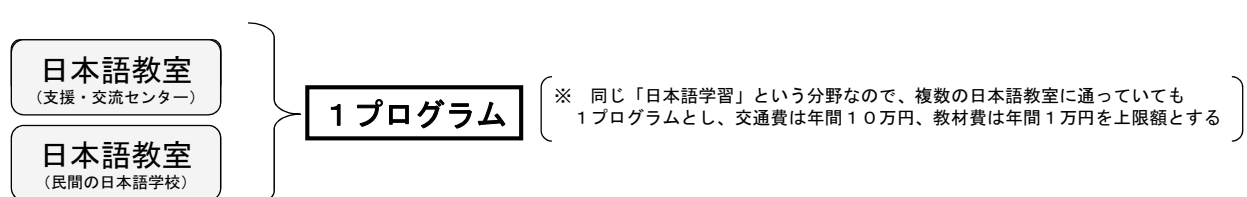
○ 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費の支給は、1人当たり年間1プログラム10万円（教材費は1万円）を限度としているが、1プログラムの考え方は以下のとおりである。

#### ● 通学先の分野ごとに1プログラムとする。

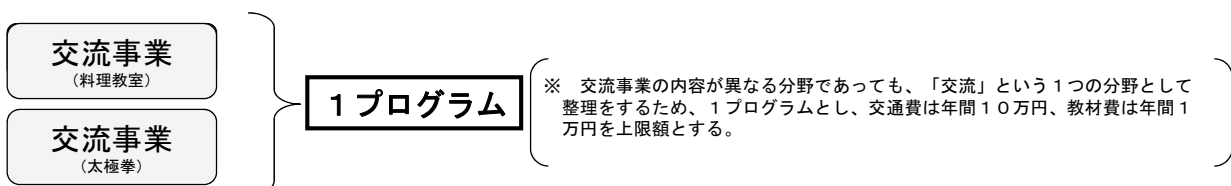
（例1）日本語教室と交流事業に通っている場合



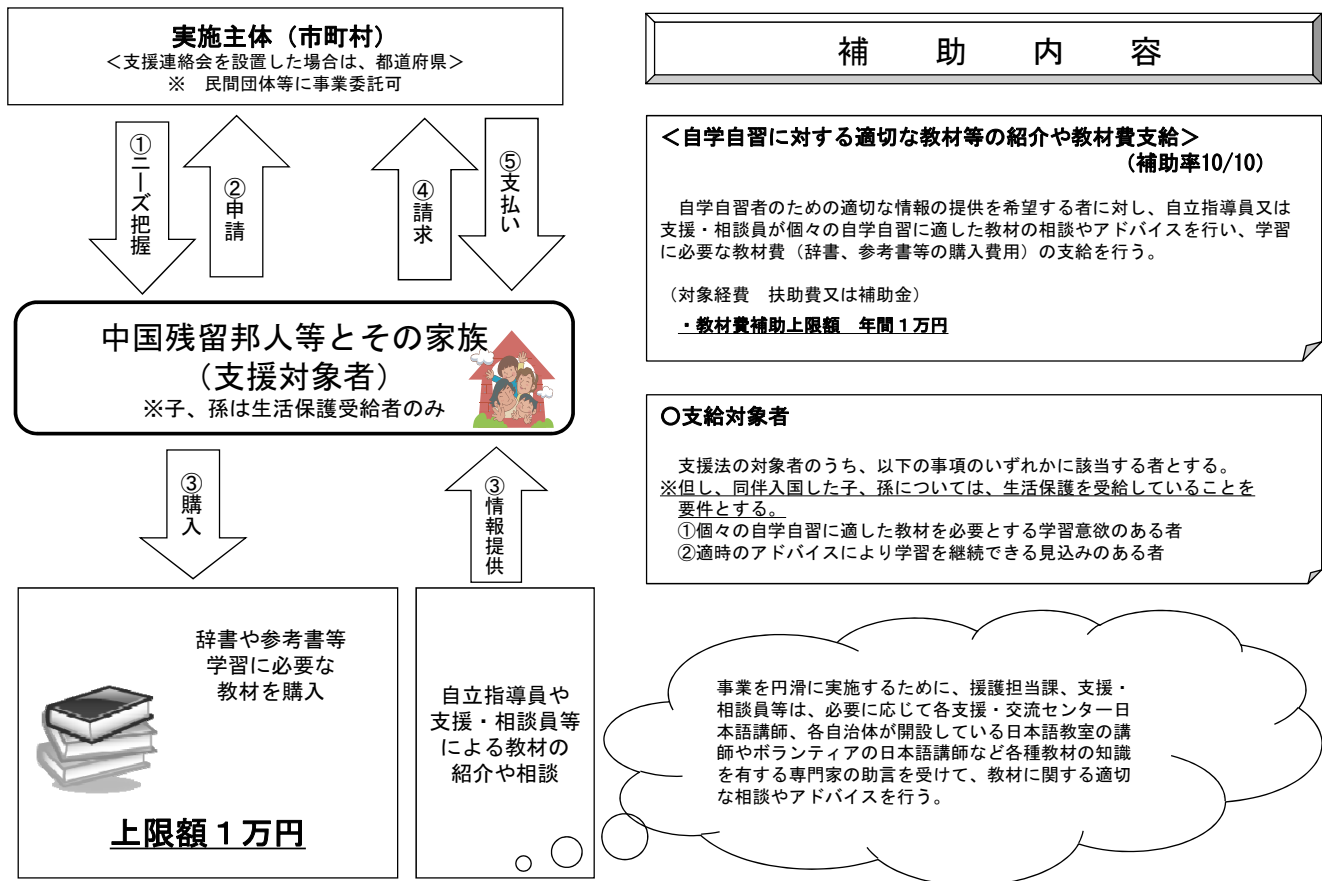
（例2）2つの日本語教室に通っている場合



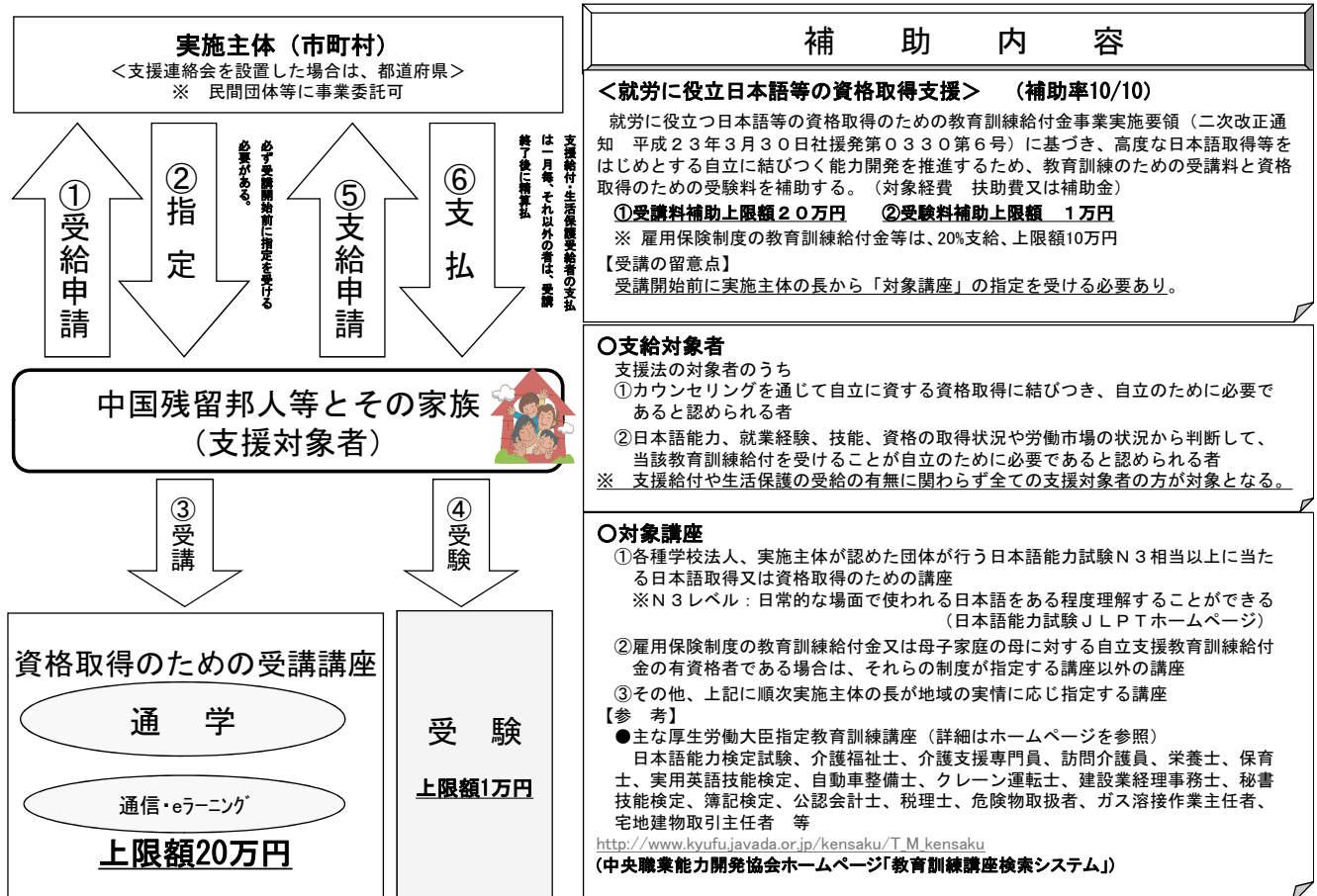
（例3）内容が異なる交流事業に通っている場合



### ○ 適切な教材等の紹介及び自学自習に必要な教材費の支給



### ○ 就労に役立つ日本語等の資格取得支援（教育訓練給付金事業）



## オ 支援給付適正実施推進事業

支援給付の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適性化の取り組みを推進することを目的とする。

### (ア) 診療報酬明細書点検等充実事業

外部委託又は嘱託職員の雇用等により、支援給付にかかる診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月、縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図ることや、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

### (イ) 居宅介護支援計画点検等強化事業

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、支援給付受給者のケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助や指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護支援給付の適正化を図る。

### (ウ) 収入資産状況把握事業

支援給付にかかる収入申告書の徴取や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することで不正受給の防止を図る。

### (エ) 業務効率化事業

ITを活用し、支援給付業務の効率化を図る。

この事業は、都道府県、指定都市、中核市又は市町村（特別区含む。町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が実施

## （その他）

先の大戦から60年以上が経過し、中国残留邦人等の平均年齢が70歳を超え、高齢化が進んでいる状況を踏まえ、下記の2点に協力願いたい。

### （1）中国残留邦人等の高齢化への対応について

高齢化した中国残留邦人等は、介護保険制度を利用するケースが増えているが、制度利用に際し、言葉、文化、習慣の違いなどにより、不便が生じているとの声がある。

平成25年3月29日付社援対発0329第1号で通知したとおり、平成25年度よりセーフティネット支援対策等事業費補助金において中国残留邦人等の高齢化対策について積極的な取り組みを推奨しているため、自治体においては、介護部局と連携を図り、中国残留邦人等が介護サービスを受ける際に不便が生じないよう特段の配慮を願いたい。

また、中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、特に自立支援通訳等の人的支援に重点をおいた支援をお願いしたい。

#### （推奨する取組例）

##### ①介護に関する研修会の実施

・関係機関が実施する介護に関する研修会等に実施主体職員が参加し、中国残留邦人等への理解、支援策の説明を行う。

・自立支援通訳、自立指導員等に対して介護保険制度の理解を深める研修会等を行う。

・自立支援通訳等に介護の現場を理解してもらうため、介護施設等を訪問し、施設や職員との情報共有、連携を図る。

・民間団体等が実施する介護に関する研修会等に自立支援通訳等が参加し、介護分野に関する資質向上を図る。

（具体例）介護支援通訳養成講座の実施、都道府県等主催の介護部局向け初任者研修への参加、介護施設の見学など

## ②介護保険制度利用時の通訳等支援の強化

・中国残留邦人等が介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合の通訳等支援を更に推進し、介護サービス等の利用に対する不安解消を図る。

（具体例）中国残留邦人等とのやりとりの中で介護保険制度に興味を示す者に対して、パンフレット等を利用した制度説明、介護保険担当部局が地域住民を対象とした制度説明会開催時の通訳派遣、デイサービスなどの介護サービスを利用する前の施設見学時の通訳派遣など

## ③2世3世に対する介護関連の資格取得支援

・同行帰国した2世3世が介護分野での就労を希望した場合に教育訓練給付金を支給することにより、介護分野での支援者拡大を図る。

（具体例）介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員等への資格取得の場合、受講料・受験料の支給が可能

## （2）バリアフリー化された公営住宅への住替え需要への対応について

中国残留邦人等の多くの方が公営住宅に入居しているが、高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている。

今後も中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、高齢化や個々の置かれた状況等を勘案して、公営住宅管理局と連携を図って優先的に住替えができるよう協力願いたい。

（参考）

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成20年3月31日付国住備第143号各都道府県公営住宅管理担当部長宛国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）（抜粋）

### 第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

## 3 施設による支援

永住帰国した中国残留邦人等やその家族を支援するため、全国7ブロックに帰国者支援の拠点施設として中国帰国者支援・交流センターを設置（民間団体に運営委託）している。

なお、近年は帰国者の居住希望地が分散化傾向にあるため、中国帰国者定着促進センター退所後の8ヶ月の集中的な研修等を行っていた中国帰国者自立研修センター（東京都、大阪府）を平成24年度で閉所し、平成25年度から当該センターの機能を必要に応じて、中国帰国者支援・交流センターに移行し、自立研修事業として実施している。

### ○ 中国帰国者支援・交流センター

#### ア 中国帰国者支援・交流センターの設置

支援・交流センターでは、すべての中国残留邦人等永住帰国者を対象に、日本語学習支援や相談事業、地域社会から孤立しがちな帰国者やその家族に地域の人々との接点の場を提供し、社会的な自立を促すための交流事業等を行っているほか、各自自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援を行っている。

首都圏センター	（東京都 平成13年11月開所）
近畿センター	（大阪府 平成13年11月開所）
九州センター	（福岡県 平成16年 6月開所）
東海・北陸センター	（愛知県 平成18年 9月開所）
中国・四国センター	（広島県 平成18年 9月開所）
北海道センター	（北海道 平成19年 8月開所）
東北センター	（宮城県 平成19年 8月開所）

## イ 中国帰国者支援・交流センター事業概要

### (7) 日本語学習の支援

高齢者や子、孫世代の増加など帰国者の多様化に鑑み、進捗別、目的別など帰国者のニーズに合わせ、特に子、孫に対しては、就労に結びつく日本語修得支援を通所課程で実施している。

### (4) 日本語学習支援の遠隔学習課程に係るスクーリングの実施

中国帰国者定着促進センターが実施する遠隔学習課程の補完授業として、各都道府県の協力を得てスクーリング（対面の方式による日本語学習の機会）を実施している。

なお、当該センター設置都道府県では、各センターで実施している。

### (6) 生活相談事業

相談員を配置し、通所生の相談に応じるほか、首都圏センターでは、24時間受付の電話やEメールで、全国からの相談に対応している。

なお、専門分野に関する照会については、それぞれに対応する専門機関、行政機関の紹介を行っている。

### (5) 交流事業

生活やマスメディアの情報を備えた交流サロンを設けて、帰国者同士や地域の方々との交流を行うコミュニケーションの機会を提供するほか、各種交流事業を実施している。

なお、首都圏センターでは、ボランティア団体や帰国者が現に参加しているサークル等の情報提供を受け、ホームページで帰国者に情報を提供するほか、情報誌「天々好日」を発行し、帰国者が必要な生活情報を提供している。

### (4) 普及啓発事業

中国残留邦人問題の背景や経過等についての資料を収集するとともに、帰国者の状況等についての啓発用パネルを作成し、各自治体が行う啓発事業に利用できることにした。自治体が地域住民に対する普及啓発事業を実施する際に使用する展示資料の貸し出しを行う。

### (4) 自治体が行う「地域生活支援事業」に対する支援

地域生活支援事業による補助事業を更に促進していくため、平成21年度より支援・交流センターの事業内容として、地域生活支援事業に対する支援機能を追加した。

#### a 所管ブロック圏内の関係自治体との連絡会の開催等

各自治体が地域で実施又は計画する日本語教室等が円滑に実施できるようサポートする。

#### b 地域における日本語教室等開催支援事業の実施

支援・交流センターに「地域支援コーディネーター」を配置し、各自治体が地域で実施又は計画する日本語教室等が円滑に実施できるようサポートする。

※ 地域での日本語教室の円滑な実施は重要な課題であることから、支援・交流センターから要請があれば、中国帰国者定着促進センターでもこれまでのノウハウを活かして相談やサポートを行うので、ご活用願いたい。

#### c ボランティア研修会の開催

交流事業の一環として、各地域の支援者やボランティア等を対象に研修会を開催し、交流の場を提供することや、帰国者支援に必要な情報提供等を行い、支援者の拡大、育成を図ることにしている。

#### <研修会の概要>

主 催 各中国帰国者支援・交流センター

参加対象 開催地都道府県内のボランティア、支援関係者

研修内容 講演、意見交換会（分科会）等（半日から1日程度）

費用負担 開催経費は同センター負担

なお、ボランティア研修会への参加者交通費は、セーフティネット支援対策等事業の「地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業」からの支出が可能なので活用願いたい。

<協力依頼内容>

- 参加者（団体）の連絡先リストの提供、参加呼びかけ  
会場の手配又は紹介  
事前打合せへの担当者出席、当日の挨拶及び運営補助等の可能な範囲での便宜供与
- (キ) 中国帰国者定着促進センター修了後の日本語学習支援  
首都圏と近畿センターを除く各ブロックの支援・交流センターで、中国帰国者定着促進センターを修了した帰国者に対する継続した日本語学習支援を行う。
- (ク) 情報提供事業  
首都圏センターでは、ホームページの運営や情報誌の発行を行い、センターの取り組みを広報することや、中国帰国者や自治体等にとって有益な情報を提供する。
- (ケ) 地域生活支援推進事業  
地域で活動するNPO等との連携を推進し、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう活動を援助する。
- (コ) 自立研修事業（北海道、首都圏センターで実施）  
地域社会で定着自立を促進するため、主として中国帰国者定着促進センターでの研修を修了した中国残留邦人等に対し、日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談・指導、就労相談・指導を行う。  
なお、近年は帰国者の居住希望地が北海道と首都圏に集中していることから、北海道及び首都圏センターにおいて実施する。



## 4 中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策

### (1)趣旨

- 昭和47年日中国交正常化を契機に、本格的な帰国が開始（平成25年度末迄に累計約2万人）。
- 新たな中国帰国者は減少しているものの、中国帰国者を扶養する目的で来日した二世等が、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであるため、安定就労による経済自立がなかなか実現できないことが問題となっている。
- 中国残留邦人等の国内での定着促進対策は、主に、昭和58年に設立された（公財）中国残留孤児援護基金を通じて推進されてきたが、平成6年度には議員立法により支援法が成立し、これによって対策の充実が図られている。
- 平成19年には、支援法の改正により、主に一世の生活の安定を図るために、国民年金の特例支給などが行われることになったが、一世を扶養する立場にある者が多い二世・三世についても、その就労支援の強化を図ることが求められている。
- 以上から、平成26年度においても、中国帰国者（二世・三世）等に対する「就職支援プログラム」を実施している。

### (2)中国帰国者(2世・3世)等に対する「就職支援プログラム」

#### ア 中国帰国者等に対する職業相談・職業紹介、職業訓練等

公共職業安定所が関係機関と連携しつつ、中国帰国者等の特性に応じた、例えば製造業、旅行会社、通訳、ホテル、レストランなど中国語能力を活かせる求人を開拓し就職を促進する。

#### (7) 生活支援と連動した職業相談

中国帰国者定着促進センター、中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国帰国者等に対して、生活支援と連動した職業相談を行うとともに、公共職業安定所がこれと連携した職業紹介を行う。

#### (4) 生活保護受給者等就労自立促進事業の活用

生活保護受給者であって就労による自立を目指す中国帰国者等に対し、福祉事務所等と公共職業安定所とが連携し、「就労支援チーム」を構成し、個別の面接を行う等により本人の希望、能力及び適性等を勘案し、就職支援メニューを選定のうえ支援を行う。

#### (7) 中国帰国者等に対する職業訓練

##### a 委託訓練の実施

中国帰国者等を含め、公共職業安定所長の斡旋を受けた者に対し、貿易実務、旅行管理技能、パソコン実務、レストランサービス技能などの委託訓練を行う。

##### b 公共職業訓練受講中の訓練手当の支給

公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受ける中国帰国者等であって、雇用保険法による求職者給付の支給対象とならず、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していない者に対して、職業訓練受講期間中において「訓練手当」（月額12～13万円を支給する。

イ 中国帰国者等の雇用助成

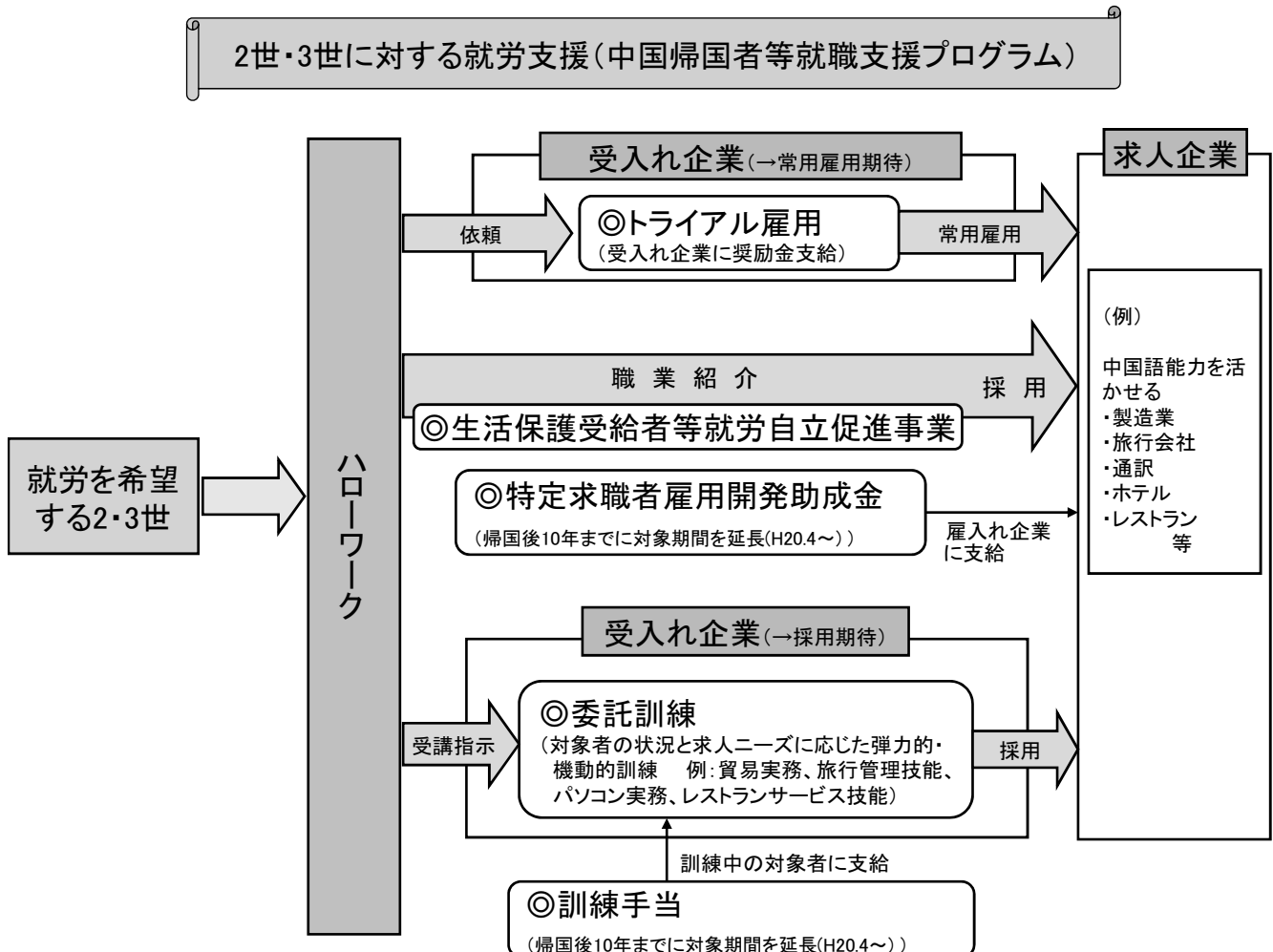
(ア) トライアル雇用助成

中国帰国者等を一定期間試行的に雇用する事業主に対して、試行雇用奨励金（月4万円×3か月）を支給することにより、中国帰国者等の職場への適応を促すとともに、常用雇用への円滑な移行を推進する。

(イ) 雇い入れ助成（特定求職者雇用開発助成金）

公共職業安定所等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金助成（中小企業・大企業の別、所定労働時間の別により30～90万円）を行う。

2世・3世に対する就労支援(中国帰国者等就職支援プログラム)



## 5 その他（普及啓発活動）

中国残留邦人等は、日本に帰国した今日でも言葉の壁、文化の壁に戸惑い、悩みを抱えながら生活している。また、永住帰国するまでに経験した労苦、帰国後に祖国に定着するまでに直面した困難は、必ずしも国民の理解と共感を得られていない。それらの苦難の人生について広く世代を超えて知っていただく機会として平成20年度から毎年各地で「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成25年度には宮城県仙台市にて「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催し、舞台公演や中国残留邦人本人と子を交えたパネルディスカッション等を通じて、来場された方々(約400名)に中国残留邦人等への理解を深めていただいたほか、ポスター掲示や新聞掲載等により広く普及啓発を実施した。

平成26年度は神奈川県横浜市での開催を予定しているので、開催の際には周知など協力願いたい。



